

## 第4章 保存管理

### 第1節 保存管理の基本方針

#### 1 対象範囲

今回改訂する保存活用計画の対象範囲は、以下の2点から、特別史跡の指定範囲を中心として城下町である新町までを含めた約138haを対象範囲とする。

- ①江戸末期の熊本城域を示した「熊本城図（永青文庫蔵）」（図24）に城下町である新町地区までを惣構としての熊本城としていること。
- ②近年の発掘調査により、熊本城の城下町として現在まで続く新町地区で城門の一つである「高麗門」の遺構が確認されており、今後保存が必要であること。



図24 熊本城図（永青文庫蔵）

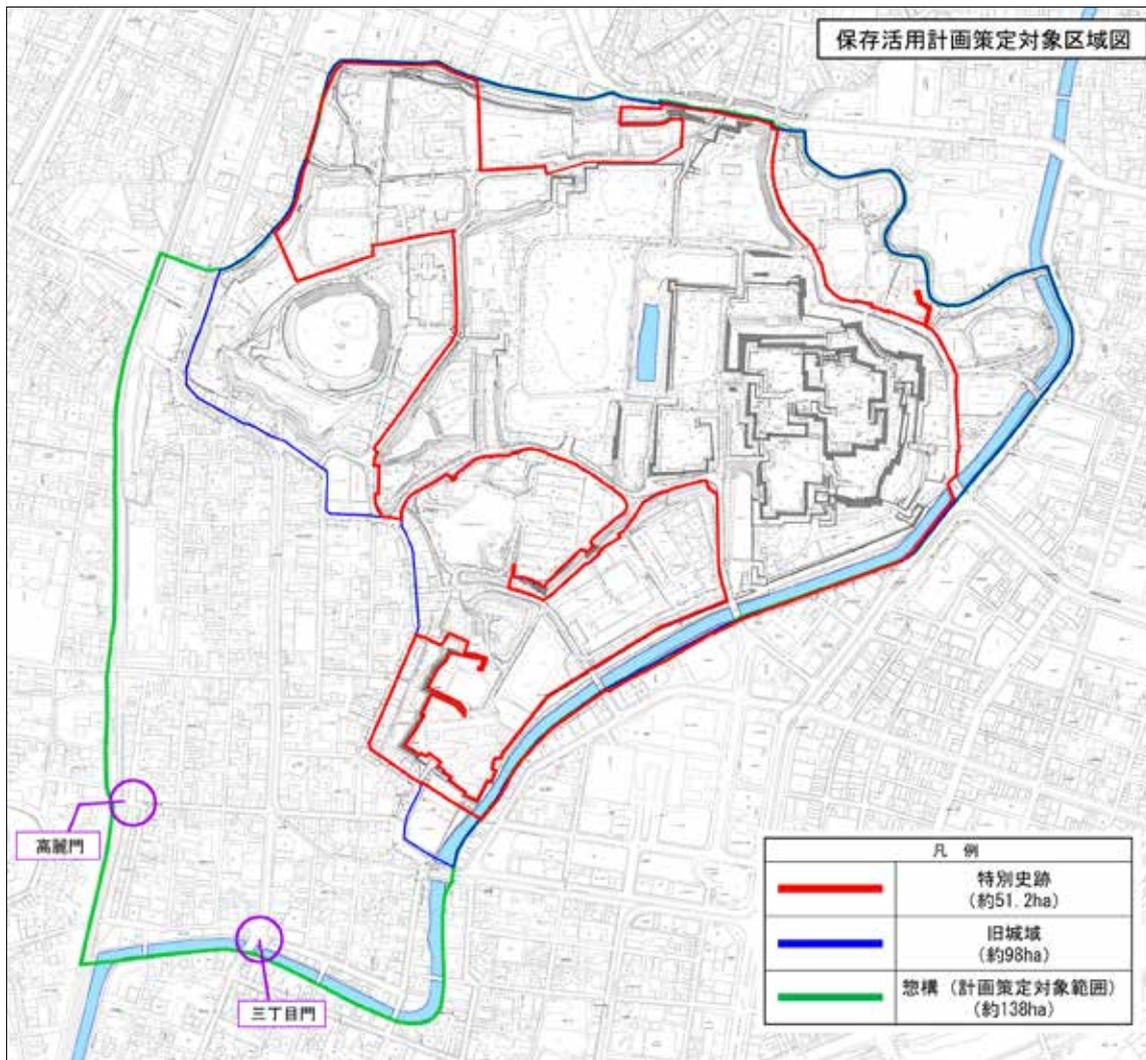


図 25 保存活用計画策定対象区域図

## 2 基本方針

次の6項目を保存管理の基本方針として定める。

- ①特別史跡熊本城跡としての本質的価値を構成する諸要素の保存を徹底する。
- ②史跡の保存に際しては、公有化等による良好な環境形成に努める。
- ③特別史跡熊本城跡としての景観の保全に努める。
- ④保存と活用については、常に両者が適切に統一された均衡状態にあるよう調整しながら、熊本市民・県民のシンボル、憩いの場、そして国民共有の財産としての熊本城跡を適切に次世代へと継承する。
- ⑤計画的・総合的・継続的な調査研究を進め、熊本城跡の本質的価値への理解を深める。
- ⑥熊本城跡とその周辺に分布する歴史遺産等との関連性について、総合的な調査研究を進め、その一体的な保存管理に努める。

## 第2節 保存管理の方法

### 1 地区区分の設定

本計画の対象区域は約138haにも渡り、場所によって熊本城跡としての意味合いが異なる点も多数見受けられることから、下記のとおり6つの地区に区分した上で保存管理の方法を決定することとした。

昭和57年版では、旧城域を2つの区分に分けて策定を行っているが、細かく区分することで特色を活かした保存管理を行っていく。

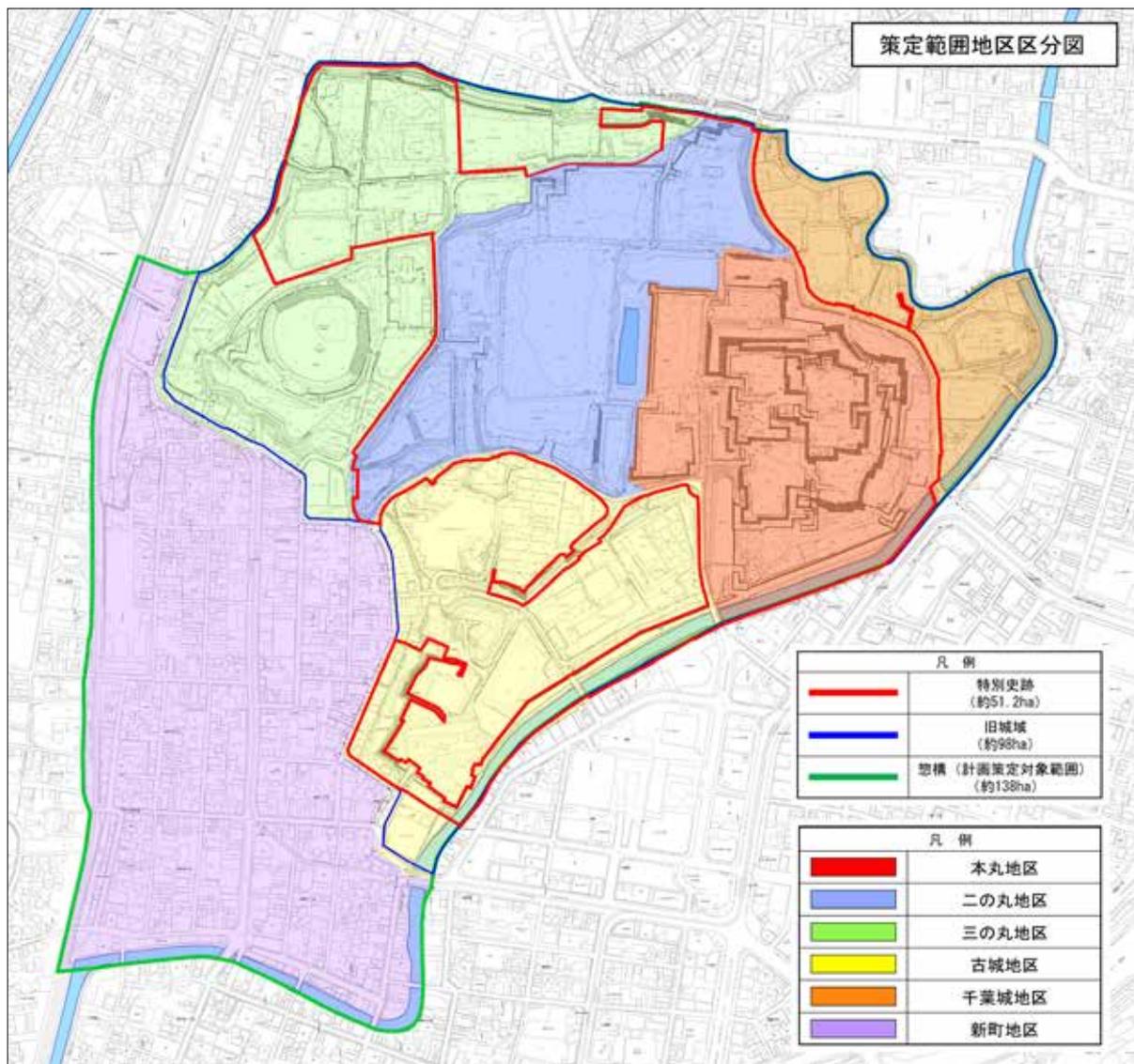


図26 策定範囲地区区分図

## 2 地区ごとの整理

地区ごとに保存管理方針を定める上で、各地区内にあるさまざまな要素を整理し、価値付けを行う必要がある。

今回、以下のとおりに地区内の要素を整理する。なお、構成要素の一覧表を本章第4節に整理している。

### ①本質的価値を構成する諸要素

- ・特別史跡熊本城跡としての価値を裏付ける要素であり、往時からの形状を留めているもの

### ②価値を高める諸要素

- ・往時から現存しているものではないが、往時の様式にならっているもの
- ・現在の形が特別史跡熊本城跡としての景観及び環境形成に寄与しているもの

### ③歴史的経緯を示す諸要素

- ・特別史跡熊本城跡に直接関係する要素ではないものの、城郭成立以前または廃城後の歴史を理解する上で必要なもの

### ④現代の利用に関する諸要素

- ・公開する上で必要となる便益施設
- ・維持管理上必要となる、現代に整備された各種設備
- ・その他の施設

### ※次項からの構成要素の表記について

- ・特別史跡外にある構成要素については、斜字で表記し、特別史跡内外にまたがる構成要素については下線表記とした。
- ・排水遺構等、井戸及び地下遺構は、発掘調査等これまでの管理施設の整備に伴う掘削等の立会い等により現存を確認しているものである。

## (1) 本丸地区

保存活用計画改訂に際して計画対象とする区域を6地区に分け、西出丸を含む本丸一帯を本丸地区とした。

本丸を中心として西出丸、櫓方会所跡及び内堀としての坪井川を含めた地区である。



図 27 本丸地区航空写真

### (ア) 変遷等

#### 【古代～中世】

地蔵門の東で縄文時代後期の遺物包含層が確認されており、少なくとも縄文時代後期から人々の生活の場であったようである。

熊本城が築城される以前の茶臼山の様子を描いた絵図（代継神社所蔵）によると、茶臼山には「観音堂」等の記述がある。本丸地区には、五輪塔を転用した地蔵門の礎石や板碑、不開門付近にみられる石塔や板碑等中世の石造物が多数存在しており、絵図の記述と合わせて築城以前の茶臼山に茶臼山廃寺があったと考えられている。

#### 【近世】

天正 16 年（1588）加藤清正が肥後半国の領主となり、当初は古城地区に入るが慶長 4 年（1599）より茶臼山丘陵に新城を構築する。茶臼山の旧地形は東が高く西に向かって低くなっており、新城も地形に従って最高所に本丸を配置している。新城は、慶長 12 年（1607）に完

成したと言われており、このとき「隈本」を「熊本」に改めたとされる。

寛永9年(1632)に加藤家が改易された後入国した細川家は、以後幕末まで熊本藩を治めた。

## 【近現代】

明治4年(1871)の廃藩置県及び鎮西鎮台(のちの熊本鎮台、第六師団)の設置により熊本城のほぼ全域が陸軍の管理となり、本丸地区には本営・司令部が置かれるなどその中心部となっている。

明治10年(1877)、西南戦争直前の2月19日に大小天守、本丸御殿等本丸中心部の建物が焼失した。

昭和8年(1933)、熊本城跡の石垣を中心としたほぼ全域が史跡に、建造物が国宝に指定される(大正8年〔1919〕「史蹟名勝天然紀念物保存法」)。

戦後、軍の管理地は大半が大蔵省(現財務省)の普通財産となり、昭和25年(1950)に国指定史跡に、国宝建造物が重要文化財に指定(文化財保護法)され、行幸坂以東を公園化し一般公開する。

昭和35年(1960)に大小天守、昭和56年(1981)に西大手門、昭和60年(1985)に数寄屋丸二階御広間を再建する。

明治4年(1871)に本丸内に創建された加藤神社が、明治7年(1874)に京町台に移転。その後、昭和37年(1962)に国道3号線の改修により櫓方会所跡に移転し現在に至る。

平成9年(1997)に策定した「熊本城復元整備計画」の短期整備事業として、西出丸一帯の櫓や塀及び南大手門・飯田丸五階櫓・本丸御殿大広間棟等の復元整備を実施。

## (イ) 本丸地区を構成する諸要素

### (I) 本質的価値を構成する諸要素

#### 【石垣・堀・城道で区画された土地】

- 天守台・平左衛門丸・数寄屋丸・飯田丸・東竹の丸・竹の丸・西出丸・奉行丸・櫓方会所の各郭

#### 【石垣・石段】

- 天守台・平左衛門丸・数寄屋丸・飯田丸・東竹の丸・竹の丸・西出丸・奉行丸・櫓方会所の各郭を構成する石垣及び石段
- 地囷石

大小天守台の石垣や本丸御殿の土台となる二様の石垣隅角部の積み方等により構築時期の違いや、構築技術の変遷を確認することができる。また、構築技術の変遷をたどることで各郭の縄張りの変遷などを知ることができる。

幕府に提出された古文書(修理願等)及び築石に刻字された年代が一致していることで、江戸時代に修理されたことが確認できる石垣が2箇所存在する。小天守東側の石門内と櫓方

三階櫓台である。それぞれ元禄 17 年（1704）と文政 6 年（1823）である。

明治初期に数寄屋丸西側百間櫓台・平左衛門丸御肴部屋櫓台石垣・西出丸の西側石垣等 7 箇所が解体撤去されているが、そのほかは修理等が施されているものの概ね良好に残る。石垣の規模は平成 24 年度に実施した悉皆調査の結果、江戸時代に構築された石垣が 623 箇所（面）55,636.62㎡で全域の 70%を占める。このうち、西出丸西側（戌亥櫓から西大手門、昭和 45～49 年〔1970～1974〕）、飯田丸南西側（平成 11～12 年〔1999～2000〕）は発掘調査等により復元整備している。また、昭和 41 年（1966）から文化庁の補助を受けて保存修理工事を実施した箇所は 24 箇所である。

### 【重要文化財建造物】

- 宇土櫓・平櫓・不開門・五間櫓・北十八間櫓・東十八間櫓・源之進櫓・四間櫓・七間櫓・十四間櫓・田子櫓・長堀

かつて、大小天守や宇土櫓等の三重五階櫓が 5 棟、櫓門 10 棟等多数の櫓が存在したが、明治初期の軍による解体・撤去や西南戦争により焼失した。本丸地区にある、これらを免れた宇土櫓等 12 棟の建造物が国指定の重要文化財となっている。

### 【堀】

- 本丸と西出丸とを区分する空堀・唯一の水堀である備前堀・西出丸と二の丸屋敷を区分する空堀と薬研堀（空堀）

現存する唯一の水堀である備前堀は最大深さ 3.5 m、平均幅 35 m、長さ 170 m で面積約 6,000㎡である。堀は北側の西櫓門への通路下の暗渠により空堀とつながっており、この空堀には数寄屋丸や平左衛門丸、飯田丸の一部からの雨水が流入している。堀の南側に堰が設けられ水位の調整を行い、増加した水は暗渠により坪井川に流入する構造となっている。

本丸の西側及び北側の西出丸・奉行丸・櫓方会所跡（現加藤神社）を区分する空堀は幅約 30 m、平均深さ 12 m の規模である。

西出丸の北西側の空堀は昭和 28 年（1953）の熊本大水害の土砂処分場として利用された。また、平成 5 年（1993）に開催された火の国フェスタの際の整備により空堀から薬研堀への排水溝が埋没しその排水機能が低下しており、常に水が貯まり旧状を失っている。このため、今後調査を行い、排水施設の有無や構造等の確認及び復旧が必要である。

### 【河川】

- 城下と区分する坪井川

城郭の構築期に白川と坪井川の付替えを行い、城の南側に配置することで内堀としての機能を持たせている。

### 【城道及び門跡等】

- 数寄屋丸櫓門跡・地蔵櫓門跡・耕作櫓門跡・東櫓御門跡・山崎口冠木門跡・元札櫓門跡・札櫓門跡・西櫓御門跡・下馬橋の橋台・南坂・城道上の石段

熊本城の正門に当たる西大手門から天守付近までの経路（登城路）等は築城当時の様子をそのままとどめていることが確認できる。

明治初期に師団司令部等への通路整備等が行われており、盛土整地により一部の石段等は現通路下に埋没している箇所がある。数寄屋丸御門内から腰掛櫓前付近、闇り通路内、一之開御門から本丸三階櫓下等で工事立会や遺構調査により確認している。

花畑邸と城内は、江戸時代坪井川に架けられた下馬橋によって繋がっていたが、下馬橋は、明治10年(1877)の西南戦争開戦時に一時撤去・復旧されたと思われる。明治35年(1902)の天皇行幸の際、下馬橋が撤去され、その位置より少し下流に行幸橋が架橋された。併せて行幸橋から南大手門に至る南坂も平均化された。南坂（行幸坂）は、現在も本丸と西出丸を分断する形となっている。なお、解体された下馬橋の橋台が坪井川右岸に残る。また、橋脚の一部は、県立熊本高等学校の門柱として再利用されている。

### 【地下遺構】

- 櫓門跡の礎石（数寄屋丸櫓門・地蔵櫓門・耕作櫓門・山崎口冠木門・元札櫓門・札櫓門・西櫓御門）及び石段・暗渠排水溝

石段は安山岩及び凝灰岩を使用している。特に凝灰岩は見学者の往来や雨水による浸食等が顕著で、地図石前から地蔵門跡・質部屋跡・飯田丸から札櫓門跡を経て元札櫓門跡、一之開御門から本丸三階櫓下・東櫓門跡・不開門周辺・小天守東側の石門周辺等で見られる。

昭和51年(1976)に不開門周辺整備に伴う調査をはじめとして、現在まで各地で調査が実施されている。また、平成9年度に策定した「熊本城復元整備計画」による西出丸一帯・飯田丸一帯・本丸御殿一帯の復元整備事業に伴う発掘調査において、歴史資料として復元根拠とした「御城内御絵図」（明和6年〔1769〕頃）の平面図にはほぼ一致する建物や門の礎石及び石列等が検出されている。これらの遺構は建造物等の復元整備に先立ち、山砂等により養生を行い現状保存している。なお、本丸御殿の闇り御門の礎石については、遺構そのものを再利用して復元柱を据付けている。

### 【排水遺構等】

- 本丸の各郭から坪井川へ至る石造排水溝・本丸の各郭から空堀、水堀を經由して坪井川へ至る排水溝及び隧道・薬研堀南側の石組暗渠

排水溝は安山岩を利用した石組の水路と凝灰岩の板石を利用したU字型の排水溝に大別できる。また、U字形に刳り貫いたものも見られる。

各郭の排水は石垣や建物に沿って構築され、開渠及び暗渠の組合せにより内堀となる坪井川へ流入している。

主な排水路跡は最高部の天守前からは北側の御裏五階櫓跡前から石段に沿って下り、石門内（本来排水溝か）を經由して空堀に一時滞留し玉川に至り坪井川に流入する経路、南側は本丸御殿前から闇り御門前・弓蔵前・地蔵門・飯田丸を經由して竹の丸に至り坪井川に流入する経路、本丸御殿闇り御門付近から平左衛門丸前・数寄屋丸櫓門を經由し頬当御門付近から南側の空堀へ入り西櫓門への通路下を暗渠（隧道）で備前堀に流入する経路等があり、一部改修なども見られるが現在も機能している。

県道四方寄熊本線の西側に沿って残る玉川は棒庵坂下から現在の熊本大神宮付近までが開渠で、厩橋までが暗渠となり坪井川へ流入している。

### 【石造構造物】

- 土堀の控え柱（須戸口門北側・質部屋跡西側等）
- 東竹の丸五階櫓跡東側の雁木

### 【井戸】

- 小天守内・本丸御殿跡・数寄屋丸・平左衛門丸・飯田丸等 10 基

かつて熊本城には 120 の井戸があったとされており、本丸地区には 10 基の井戸が現存している。東竹の丸は五間櫓南側にあり井戸枠が撤去されている。なお、西出丸の 2 基は公園整備の一環として本丸に残る井戸枠に倣い安山岩を利用した井戸枠を設置している。また、棒庵坂下の 3 基の井戸枠も整備したものである。

### 【幕末以前から存在すると思われる樹木】

- 本丸御殿露地のイチョウ・飯田丸のクス・奉行丸のトチノキ等

熊本城は別名銀杏城と呼ばれている。大小天守前本丸御殿の露地には加藤清正の手植えと伝承されている大銀杏（西南戦争直前に火災で損傷を受けたがその後、「ひこぼえ」が成長したもの）が現存している。また、飯田丸には樹齢 800 年と云われる大クスが現存している。頬当御門前のクスノキなどを中心とした常緑広葉樹、エノキ、ムクノキ、サクラ等の落葉広葉樹によって緑の景観が形成されている。

現存する絵図等で樹木などが確認できるものは少ないが、幕末から明治初期の熊本城南面を描いた「熊本城之図」（永青文庫所蔵、掛軸）では松や杉等の針葉樹が主体となっており、坪井川側沿いには桜が描かれている。

### 【その他】

- 庭園

絵図等（主に「御城内御絵図」）により庭園と確認できる場所は本丸御殿内の露地があり、大広間南側と北側に記載されている。

本丸御殿大広間棟等の復元整備による発掘調査においては水槽（使用目的は不明）が確認

されているが、庭園としての石組等の痕跡は確認できていない。

- 植物

希少植物のヒメウラジロが東竹の丸周辺の石垣に自生している。

## (Ⅱ) 価値を高める諸要素

平成9年(1997)に策定した「熊本城復元整備計画」の短期整備事業として、発掘調査の成果、古写真・古絵図等の史料を基に西出丸一帯の櫓や塀、本丸御殿大広間棟等の復元整備を実施した。平成26年(2014)9月に馬具櫓及び続塀の復元整備が完成している。

### 【外観復元建造物】

熊本城築城350年を記念し、外観のみ復元された建造物であり、現在3棟ある。

- 大天守(昭和35年〔1960〕再建・SRC造三重六階地下一階)
- 小天守(昭和35年〔1960〕再建・SRC造二重四階地下1階)
- 平御櫓(昭和36年〔1961〕再建・CB造一重櫓)
- 長局櫓(平成20年〔2008〕3月完成：往時の姿の半分程度の復元)

### 【復元建造物及び工作物】

- 数寄屋丸二階御広間(平成元年度完成)
- 南大手門(平成14年度完成)
- 戌亥櫓(平成15年度完成)
- 未申櫓(平成15年度完成)
- 元太鼓櫓(平成15年度完成)
- 西大手門(平成15年度完成)
- 西出丸塀(平成15年度完成)
- 奉行丸塀(南東)(平成15年度完成)
- 飯田丸五階櫓(平成16年度完成)
- 本丸御殿大広間・大台所・数寄屋(平成19年度完成)
- 馬具櫓及び続塀(平成26年度完成)

### 【移築された歴史的建造物】

- 櫓方門(櫓方会所跡〔現加藤神社〕にあったものを昭和37年〔1962〕に現在地に移築)

## (Ⅲ) 歴史的経緯を示す諸要素

### 【築城以前の地下遺構等】

- 茶臼山廃寺
- 板碑、五輪等ほか6基

城内には大永(1521～1527)及び天文(1532～1555)年間の板碑が5基確認され、

地蔵門跡や本丸御殿大台所東側、本丸御殿吉野の間跡などでみられる。また、東櫓門跡には観音像を彫り込んだ板碑が石垣の天端石として再利用されている。

五輪塔の地輪が石垣石や階段石に多数転用され、また、空風輪・火輪等は石垣の裏込栗石等に転用されていることが石垣解体修理等によって確認されている。石段等に使用されている地輪は凝灰岩製で見学者の通行や雨水により磨耗が顕著であるものも見受けられる。

#### 【西南戦争及び鎮台・軍の地下遺構等】

- 鎮台本営跡ほか

#### 【記念碑及び顕彰碑】

- 西南の役記念碑（谷村計介顕彰）ほか1基
- 特別史跡熊本城碑（熊本城顕彰会）ほか2基

### （IV）現代の利用に関する諸要素

本丸地区の大部分は、有料公園として一般に公開しており、その管理等の観点から多数の施設がある。

#### 【史跡及び公園施設】

##### ア) 園路（管理用通路）

- 行幸坂（南坂）
- 頬当御門前から新堀御門跡間の園路

本丸と西出丸を分断する形で整備された道路は、生活道路として利用され、一般車両の通行も多い。史跡の保存の観点から、交通計画の再編の中で議論すべき点もある。

- 奉行丸西側園路・不開門下園路

##### イ) 便益施設

- シャトルバス乗降場・数寄屋丸駐車場・本丸売店・長局内休憩所・水飲み場等

##### ウ) 管理施設

遺構を再利用した排水溝・頬当御門ほか3箇所の料金所・城内総合案内板・二様の石垣説明板・転落防止・進入防止等の柵・車止等

##### エ) 防災設備及び電気設備等

- 給水ポンプ・消火用ポンプ・地下貯水槽・地下式放水銃・地上式放水銃・屋外消火栓・キュービクル・高圧引込盤・ライトアップ照明施設・照明施設・放送設備

##### オ) 広場及び修景施設等

- 竹の丸肥後名花園（肥後六花）

竹の丸内に肥後六花（肥後椿・肥後菊・肥後山茶花・肥後芍薬・肥後花菖蒲・肥後朝顔）をそれぞれのエリアを設けて植付け展示している。

- 樹木

早春の梅や晩秋の銀杏など市民や観光客に親しまれている。また、本丸域に約 500 本ある桜は花見シーズンには多くの市民で賑わっている。

- 西出丸芝生広場
- 奉行丸芝生広場
- 不開門北側緑地

カ) 教養施設

- 熊本博物館収蔵資料（城外から移設された石造物の屋外展示）

【その他の施設】

ア) 市管理道路

- 県道四方寄熊本線ほか

イ) 宗教施設

加藤神社・熊本大神宮・熊本城稲荷神社・白髭稲荷大明神があり、明治以降に城内に入った施設である。

ウ) 商業施設等

本丸の東側、県道四方寄熊本線沿いに 4 ヶ所の民間駐車場があり、熊本城来城者や市街地への観光客等が利用している。

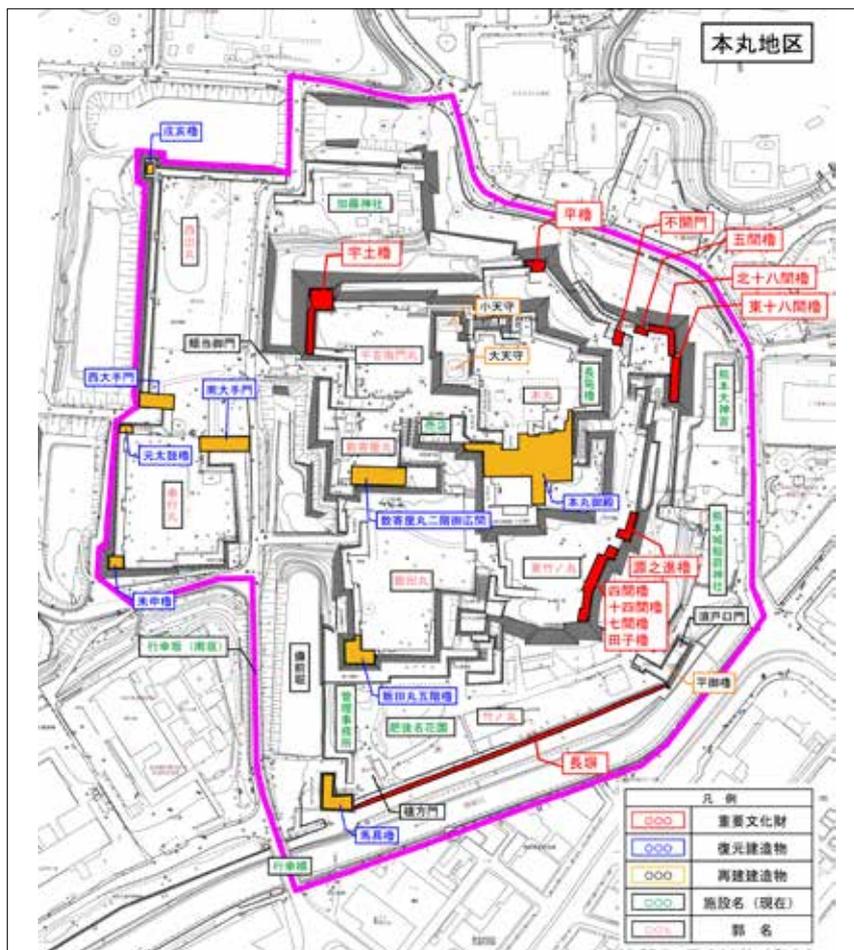


図 28 本丸地区建造物位置図

## (2) 二の丸地区

保存管理計画改訂に際して計画対象とする区域を6地区とし、二の丸一帯の地域を二の丸地区とした。

西出丸を囲む北、西側の空堀から北西部の平部で、東から監物台植物園、催し広場、二の丸広場、県立美術館本館、野鳥園及び清爽園を含む地区である。地区全域が特別史跡に指定されている。

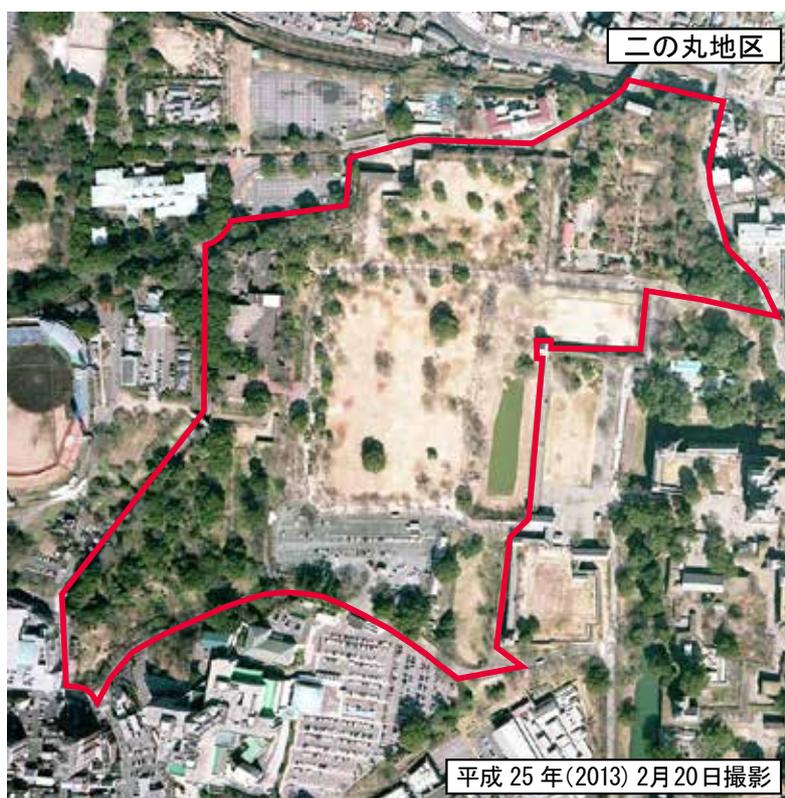


図 29 二の丸地区航空写真

### (ア) 変遷等

#### 【古代～中世】

県立美術館建設に先立つ発掘調査で磨製石斧が出土している。この調査では中世の地下式横穴の可能性のある遺構も検出され、内部から五輪塔の地輪が出土している。二の丸公園整備事業では平安時代初期の軒平瓦が出土しており、監物台でも古瓦が採集されており、本丸・二の丸・三の丸に渡って古代から中世の寺院（茶臼山廃寺）があったと想定されている。

#### 【近世】

二の丸地区は築城当初から幕末まで二の丸と呼称されていた地域で、南西の新一丁目門・松井山城預櫓と枳形の冠木門・二の丸御門等で囲まれた地域で家老職など大身の武家屋敷があり、現二の丸広場の北東隅に時習館が設置され明治3年（1870）まで存続していた。

## 【近現代】

明治4年(1871)の廢藩置県及び鎮西鎮台(のちの熊本鎮台、第六師団)の設置により熊本城のほぼ全域が陸軍の管理となり、二の丸地区には明治8年(1875)歩兵第十三連隊が設置されるなど戦後まで軍関係の施設が存続した。

北東側は陸軍幼年学校などが設置されるが、昭和24年(1949)に営林局の所管となり同27年(1952)に監物台樹木園として開設され現在に至っている。

現二の丸広場は、戦後に熊本大学医学部の校地校舎となり、医学部が本荘に移転後は農地事務所、国税局倉庫や第二高校、熊飽事務所等に利用されたが、昭和43年(1968)に第二高校が、翌44年(1969)に熊飽事務所が移転した後、熊本城公園(総合公園)として整備された。

### (イ) 二の丸地区を構成する諸要素

#### (1) 本質的価値を構成する諸要素

二の丸地区は幕末期の地割・地形が概ね残る地域である。北側に重要文化財の「監物櫓」が残るほか、石垣等は明治初期に一部の改変はあるもののほぼ良好に残っている。

二の丸広場等都市公園としての整備がされている地域でもある。

#### 【石垣】

- 二の丸御門と埋門間の百間石垣・埋門から新堀櫓門間・監物櫓、松井山城預櫓、虎口、小笠原屋敷跡等の石垣

二の丸御門跡から東の埋門跡まで延びる石垣は百間石垣と呼ばれ飯田覚兵衛が築いたとされる。延長約210mであるが、明治初期に埋門前の石垣が撤去開鑿されて道路整備が行われている。また、百間石垣から続く二の丸御門周辺及び松井山城預櫓周辺の石垣も残っており、経年による破損が顕著であった箇所については保存修理工事を実施している。百間石垣の西側約半分は明治22年(1889)の金峰山地震により崩壊・復旧されている。また、経年による破損が顕著であった箇所については保存修理工事を実施している。

#### 【重要文化財建造物】

- 監物櫓(新堀櫓)

明治初期に二の丸御門や時習館、武家屋敷の建物群は撤去されているが、重要文化財建造物「監物櫓」(新堀櫓)が現監物台樹木園北側に現存している。

#### 【堀】

- 二の丸と三の丸を区分する空堀・二の丸屋敷西側の空堀

小笠原屋敷跡(現野鳥園)東側の堀は多少埋められていると思われるが、ほぼ旧状を留めている。また、県立美術館本館西側のかつての堀は明治初期に宮内橋南側の開鑿と併せて拡幅整備され、現在も市道として利用されている。

### 【城道及び門跡等】

- 二の丸御門跡・埋門跡・棒庵坂・豊前 / 豊後街道

南西部の新一丁目門から東へ入る法華坂は清爽園整備等により改修されてほぼ直線的になっているが、小笠原屋敷辺りから松井山城預櫓前の枡形までの通路は一部整備されているものの幕末の様子が残る。また、二の丸駐車場入口付近までは当時（幕末）は堀であったが、行幸坂（南坂）から法華坂に至る通路整備のため拡幅整備されている。整備のために構築されたとされる凝灰岩を使用した石垣が残る。

二の丸と三の丸を区分する市道（京町一丁目宮内第一号線）は、かつては豊前 / 豊後街道の一部、新堀橋から新町の札の辻（新一丁目門付近）までの路線で、かつての堀（県立美術館本館と護国神社の間）を利用し、明治9年（1876）頃に現在の宮内橋以南が削平され整備されている。

### 【地下遺構】

- 二の丸御門跡の礎石・屋敷割を構成する城道及び排水溝等

二の丸御門跡には櫓門の鏡柱や添え柱の礎石が元位置を留めて残っており、柱形も確認することができる。

### 【排水遺構等】

- 二の丸御門跡の暗渠排水溝

二の丸広場等の雨水は空堀や薬研堀に流入しており、薬研堀南端から、現在の道路下に慶宅坂付近に抜ける排水路が整備されており、桜の馬場城彩苑（以下、「城彩苑」とする。）西側を通り暗渠として坪井川までつながっている。

### 【石造建造物】

- 土塀の控え柱（二の丸御門跡）

### 【井戸】

- 武家屋敷に付随するもの7基・横井戸（清爽園の水源）

かつて重臣の屋敷跡であったことから、現在は7基井戸が残っている。本来の井戸枠は残っていないが、公園整備の一環として本丸等の遺構に倣い安山岩を利用して復元整備されている。

### 【幕末以前から存在すると思われる樹木】

- 時習館跡のスダジイ・武家屋敷のエノキ等

二の丸広場の北東部時習館跡に残るスダジイや催し広場のエノキの古木は幕末からのものと思われる。その他の樹木は公園整備等によって植栽された樹木が大半である。二の丸駐車

場南西側の斜面にヤダケ（矢竹）が自生している。

## （Ⅱ）歴史的経緯を示す諸要素

### 【築城以前の地下遺構等】

- 磐根橋際横穴群・軒平瓦

県道四方寄熊本線の磐根橋南側、監物台樹木園の東側崖面下部に4基の横穴古墳がある。橋に近い2基は戦時中防空壕に転用されるなど改造が顕著である。他の2基はやや高い位置にあることから毀損は少ないとされている。

### 【西南戦争及び鎮台・軍の地下遺構等】

- 歩兵営跡ほか

### 【記念碑及び顕彰碑等】

- 軍旗奪還之跡碑・軍旗染血之跡碑・将士奮戦之跡碑（神風連）・西南の役籠城将校婦女子避難所跡碑・四戦役弔魂碑・熊本県人殉難の碑・神風連戦死之跡・歩兵十三連隊之跡碑・馬魂碑・特別史跡熊本城碑（熊本城顕彰会）・宮内神社跡
- 神風連の変や西南戦争等の明治初期の歴史を伝える石碑が14基設置されている。

## （Ⅲ）現代の利用に関する諸要素

### 【史跡及び公園施設】

#### ア) 園路（管理用通路）

- 二の丸広場園路・法華坂・野鳥園園路他

#### イ) 便益施設

- 二の丸駐車場・二の丸駐車場便所・二の丸売店及び休憩所・水飲み場等

#### ウ) 管理施設

- 遺構を再利用した排水溝・二の丸詰所及び管理用倉庫・埋門の説明板・進入防止等の柵・車止等

#### エ) 防災設備及び電気設備等

- 消火用ポンプ・地下式放水銃・高圧引込盤・照明施設

#### オ) 広場及び修景施設等

- 二の丸広場・催し広場・野鳥園・清爽園及び横井戸・熊本城二の丸由来記（石碑）

### 【その他の施設】

#### ア) 市管理道路

- 市道京町1丁目宮内第1号線

#### イ) 公共施設

- 熊本県立美術館本館・監物台樹木園

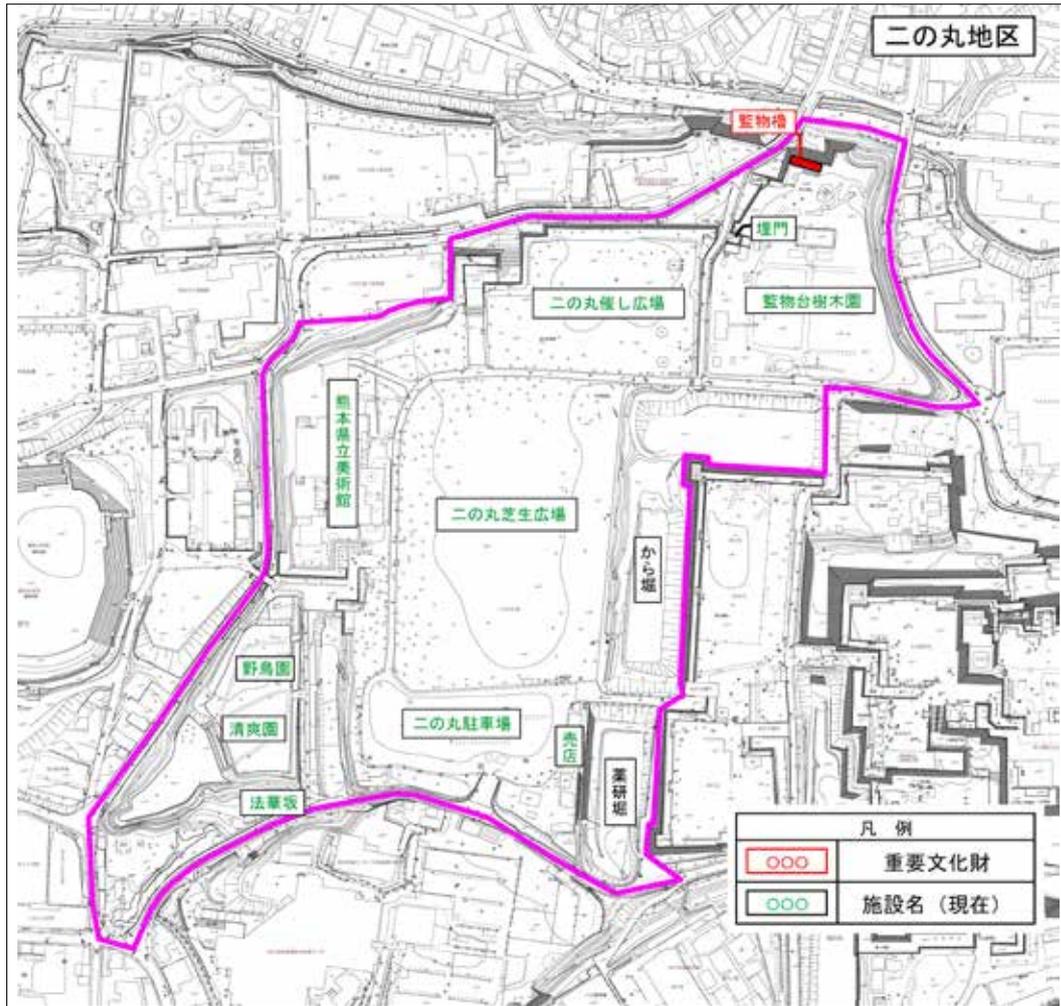


図 30 二の丸地区建造物位置図

### (3) 三の丸地区

現在「三の丸地区」と呼称されている一帯は、築城当初から幕末まで「二の丸」と呼ばれていた区域を含むため、これまでの保存管理計画や整備計画などの各書において、地区範囲や名称に混乱があった。今回、保存管理計画改訂に際して計画対象とする区域を6地区に整理し、藤崎台・宮内及び古京町一帯を「三の丸地区」とした。

東は新堀橋、北は本妙寺田畑に面する崖線、西は段山田畑に面する崖線で区切られ、南は藤崎台台地南端から現市道に沿って、二の丸御門から百間石垣の崖線によって区分された一帯である。



図 31 三の丸地区航空写真

#### (ア) 変遷等

##### 【古代～中世】

三の丸地区からは、細川刑部邸移築復原に先立つ発掘調査や漆畑遺跡の発掘調査で、奈良時代後半から中世にかけての土器・瓦などが出土している。これらの遺物や、城内各所に存在する中世板碑・石造物から、本丸地区から三の丸地区にかけて、古代から中世の寺院(茶臼山廃寺)の存在が想定されている。さらに、三の丸地区から二の丸地区にかけては、二本木国府に至る官道も想定されているが、地形が改変されて詳細はわかっていない。

昭和 35 年(1960)に建設された藤崎台県営野球場は、藤崎八幡宮の跡地である。藤崎八幡

宮は承平5年(935)に造営され、築城後も歴代領主の崇敬を受けた。宮内町の名称は藤崎八幡宮に因んだものであり、古京町は一帯が門前町であったことを示している。藤崎八幡宮は明治10年(1877)西南戦争時に社殿を焼失し、現在地(井川淵町)に移転して復興している。

### 【近世】

新堀御門北の鞍部から西へ続く北側は本妙寺田畑との境が急崖となっており、防御線として自然地形を利用した重要な地区である。

加藤清正によって門前町が現在の京町に移され、以後幕末まで武家屋敷地であった。北西隅には森本義太夫預櫓(明和7年〔1770〕焼失カ)が配置され、東北には新堀御門が配置された。文政7年(1824)には二の丸御屋形(二の丸御殿)も造営された。

### 【近現代】

明治4年(1871)の廃藩置県及び鎮西鎮台(のちの熊本鎮台、第六師団)の設置により熊本城のほぼ全域が軍の管理となり、三の丸地区には野砲兵營や輜重兵營、陸軍監獄等が置かれた。

戦後、軍の管理地は大半が大蔵省の普通財産となり、化学及血清療法研究所・国立熊本病院用地・熊本家庭裁判所・国家公務員宿舎等同地区には国や県関係の施設が設置された。その後宮内町においては、昭和32年(1957)に護国神社、昭和35年(1960)には藤崎台県営野球場が建設された。

さらに、化学及血清療法研究所の一部移転(昭和51年〔1976〕)や熊本博物館の新館開館(昭和53年〔1978〕)等三の丸地区の情勢が大きく変化したことから、昭和54年(1979)の「熊本城整備に関する報告書(三の丸地域の整備)」の答申に沿って「三の丸史料公園」<sup>(※)</sup>として整備に着手し、旧細川刑部邸の移築復原や三の丸地区の公園整備を実施した。この事業は自治省の「ふるさとづくり特別対策事業」の一環として実施したものである。

※三の丸史料公園…都市計画公園区域外及び都市公園区域外であり、通称。

### (イ) 三の丸地区を構成する諸要素

#### (1) 本質的価値を構成する諸要素

##### 【石垣・堀・城道で区画された土地】

二の丸御屋形跡等、概ね幕末期の屋敷割や地形が残る地域である。

##### 【石垣・石段】

- 二の丸御屋形を構成する石垣・森本義太夫預櫓跡石垣・藤崎宮跡石垣

屋敷割の石垣は二の丸御屋形を区分する南西側の石垣、北西隅の森本義太夫預櫓跡の石垣や北方下の本妙寺田畑とを結ぶ通路として、崖面に稲妻形の道が形成された石垣の一部が残る。また、新堀橋際に新堀櫓門の櫓台と思われる石垣(新堀櫓門は豊前・豊後街道を跨ぐ南

北に配置された櫓門でその土台となる石垣は現在の道路面から上部は南北両側とも撤去されている)とそれに続く平御櫓台跡の石垣が残る。比高差約 15 mの崖面下には部分的に腰石垣が構築されている。

なお、この一帯の崖面は三の丸史料公園整備の一環として、稲妻形の通路の再現や法面保護のための石垣整備を実施している。

### 【重要文化財建造物】

二の丸御屋形等の建造物はそのほとんどが明治初期に撤去され、重要文化財建造物及び江戸時代からの建造物は現存しない。

### 【堀】

- 三の丸と新町地区 (武家屋敷・町屋) を区分する水堀

現存する堀はないが、かつては三の丸地区南部、新町地区と接する通路沿いに水堀が存在した。現在は埋め立てられ、宅地となっている。

### 【河川】

かつては井芹川が城域北西側の水堀付近に接していたが、昭和 10 年 (1935) 頃に付替えられて現在は宅地化されている。

### 【城道及び門跡等】

- 一丁目門跡・豊前 / 豊後街道の起点・砂薬師坂・薬師坂

かつて城下町との境目の札の辻付近 (現在の清爽園付近) に新一丁目門があったが、明治初期に解体撤去されており、位置及び建物に伴う石垣や礎石等は確認できていない。

新町の札の辻を起点とした豊前街道は薬師坂から藤崎宮前・漆畑・二の丸御屋形前・百間石垣・新堀御門を出て京町・出町を通り植木町方面に至る。また、豊後街道は京町中坂で別れて内坪井を通り立田口に至る。これらの街道の一部は公園の園路や市道として再整備されている。

### 【排水遺構等】

- 二の丸御屋形南側の排水溝

古京町地域を東西に貫く石組みの水路が二の丸御門前付近から二の丸御屋形南側の石垣・砂薬師坂に沿って現存している。その他博物館西側などの屋敷割を兼ねた水路等は現代の整備に再利用され、発掘調査により検出されて現状保存されている遺構も存在する。

### 【井戸】

- 武家屋敷に付随するもの 3 基・どんぶり池

かつての二の丸御屋形時のものと思われるものが3基残る。なお、旧細川刑部邸内の井戸は移築に伴い復元したものである。

#### 【地下遺構】

- 屋敷割を構成する城道・排水溝及び井戸等  
武家屋敷に付随する排水溝等の遺構が確認されている。

#### 【幕末以前から存在すると思われる樹木】

- 国指定天然記念物藤崎台のクスノキ群

史跡外であるが、三の丸地区に隣接する宮内地区に藤崎八幡宮跡の社叢として7本のクスの大木が残されており、推定樹齢700～1000年とみられ、大正13年（1924）に国の天然記念物「藤崎台クスノキ群」として指定されている。

梅園などその他の樹木は公園整備等によって植栽された樹木が大半である。

#### 【その他】

- 庭園

文政7年（1824）に二の丸御屋形（二の丸御殿）、文久3年（1863）に造成された池泉式庭園が描かれていることが「二丸庭中之図」（永青文庫所蔵）によって確認できるが、昭和54年（1979）に実施された発掘調査においては確認されていない。なお、移築復原した旧細川刑部邸の庭園は旧庭（子飼）に倣ったもので、外庭は「二丸庭中之図」のイメージを再現整備したものである。

- 土塁・崖

砂薬師坂に沿った屋敷割を構成する土塁等は明治以降に凝灰岩等を使用した石垣により替えられている。また、崖面は公園整備や災害復旧による石垣等で保全されている。

## （Ⅱ）歴史的経緯を示す諸要素

#### 【築城以前の地下遺構等】

- 石製丸鞆
- 藤崎宮跡

#### 【西南戦争及び鎮台・軍の地下遺構等】

- 野砲営跡ほか

#### 【記念碑及び顕彰碑】

- 神風連拳兵本陣跡碑・轡重兵第六連隊址碑・平坦道路開鑿記念碑・与倉連隊長戦跡之碑・里程元標・西南戦争激戦地記念碑

神風連の変、西南戦争等の明治初期の歴史を伝えるもの3基や大正12年(1923)の平坦道路開鑿記念碑が設置されている。

### (Ⅲ) 現代の利用に関する諸要素

#### 【史跡及び公園施設】

##### ア) 園路(管理用通路)

- 三の丸広場園路

##### イ) 便益施設

- 三の丸駐車場・三の丸駐車場便所・休憩所・手洗い等

##### ウ) 管理施設

- 遺構を再利用した排水溝・三の丸整理室及び収蔵庫・三の丸地域の武家屋敷配置説明板・進入防止等の柵・車止等

##### エ) 防災設備及び電気設備等

- 給水・消火用ポンプ・地下式放水銃・キュービクル・高圧引込盤・照明施設

##### オ) 広場及び修景施設等

- 三の丸史料公園・三の丸広場・宮内梅園・宮内緑地・新町緑地

旧細川刑部邸及び熊本博物館周辺は三の丸史料公園として広場及び駐車場、東屋を整備している。また、護国神社南側に公園整備の一環として梅園が整備されているほか、さらにその南側でも公園整備事業を実施している。

##### カ) 移築された歴史的建造物

- 旧細川刑部邸

平成5年(1993)に三の丸地区に移築復原した屋敷で、細川家初代藩主忠利の弟である刑部少輔興孝が興した家であり、中央区子飼にあった江戸時代に下屋敷として使われていた屋敷である。昭和60年(1985)11月19日に熊本県内に残る大名屋敷として熊本県の重要文化財に指定されている。

##### キ) 教養施設

- 熊本博物館

昭和53年(1978)に開館した自然科学・人文科学にプラネタリウムを併設した総合博物館である。

平成25年度よりリニューアル工事のため休館中であり、リニューアルオープン後は天守閣2階に展示していた細川家舟屋形(国指定重要文化財、永青文庫所蔵)を移築して展示するなど熊本城の歴史学習施設としての機能を充実させる予定である。

##### ク) スポーツ施設

- 藤崎台県営野球場

昭和35年(1960)の熊本国体時に新設された県営の野球場で、熊本県教育委員会体育保健課の管理である(指定管理制度導入)。平成8年(1996)にメインスタンドの改修が実施

された。

平安時代から西南戦争で焼失するまでこの地にあった藤崎八幡宮跡（現在は井川湊町に移転）であり、バックスタンド裏には国指定天然記念物のクスノキ群や西側にはかつての藤崎宮の参道に伴う石垣等の遺構が現存している。

▪ 熊本城公園テニスコート

熊本市スポーツ振興課が管理しており、平成元年（1989）に奉行丸から移転開設した。

【その他の施設】

ア) 市管理道路

- 市道宮内古京町台1号線ほか

イ) 公共施設

- 熊本市役所古京町別館（旧熊本家庭裁判所）

昭和27年（1952）に旧熊本家庭裁判所として建てられ、昭和47年（1972）に熊本家庭裁判所が現在地（熊本市中央区千葉城町）に機能移転されたことに伴い、熊本市へ移管された。平成28年（2016）熊本地震により被災し、平成29年（2017）3月に解体された。

▪ 熊本市子ども文化会館

子どもの興味・関心を深め、新しい発見を手助けするようなイベント開催や情報の提供、親の子育てに役立つ情報、図書等を備えた施設で平成7年（1995）3月に開設され、地域や年齢の違う子どもたちが集い交流できるふれあいの場を提供している。

ウ) 宗教施設

- 熊本県護国神社

明治2年（1869）明治維新以来の殉国者等の御霊の奉納のため、当時の細川護久公により花岡山招魂社を創建したことはじまり、昭和32年（1957）現在地に移設された。境内にはさまざまな戦没慰霊碑があり、戦争資料館も併設されている。

エ) 商業施設等

- 日本国際教育支援協会月極め駐車場

学生援護会は昭和31年（1956）東京都九段で地方から上京した学生の生活支援を行うことを目的とした団体として設立され、その後全国展開し熊本には昭和27年（1952）に設置されたが、現在はその機能が終了していることから有料駐車場となっている。

オ) その他の施設

- 藤崎台童園

戦後熊本駅周辺にいた浮浪児や戦災孤児等を近くの寺の本堂に保護収容したのがはじまりで、その後現在の藤崎台県営野球場の地にあった旧陸軍病院の廃屋に移転、昭和24年（1949）3月に現在地に施設を新築し、児童養護施設としての設置認可を得た。

- 藤崎台保育園

- 熊本YMCA本館、別館

弘化元年（1844）ロンドンで創立された国際的な社会教育団体。昭和23年（1948）に設立された公益財団法人（学校法人・社会福祉法人）である。現在では職能・外国語等の教育事業のほか体育事業・文化事業・キャンプ等の野外活動などさまざまな活動を展開している。また、保育園等の福祉事業も展開している。YMCAはキリスト教青年会の略である。

- 個人住宅
- 藤崎台隧道

藤崎台県営野球場の南側より西側の島崎方面に通じる熊本市道（新町3丁目島崎7丁目第1号線）の一部で、野球場駐車場の地下が隧道（延長119.5m）となっている。昭和51年（1976）に供用が開始されたが、新幹線及び鹿児島本線の高架化に合わせて再整備が行われ平成27年（2015）9月に再開通した。

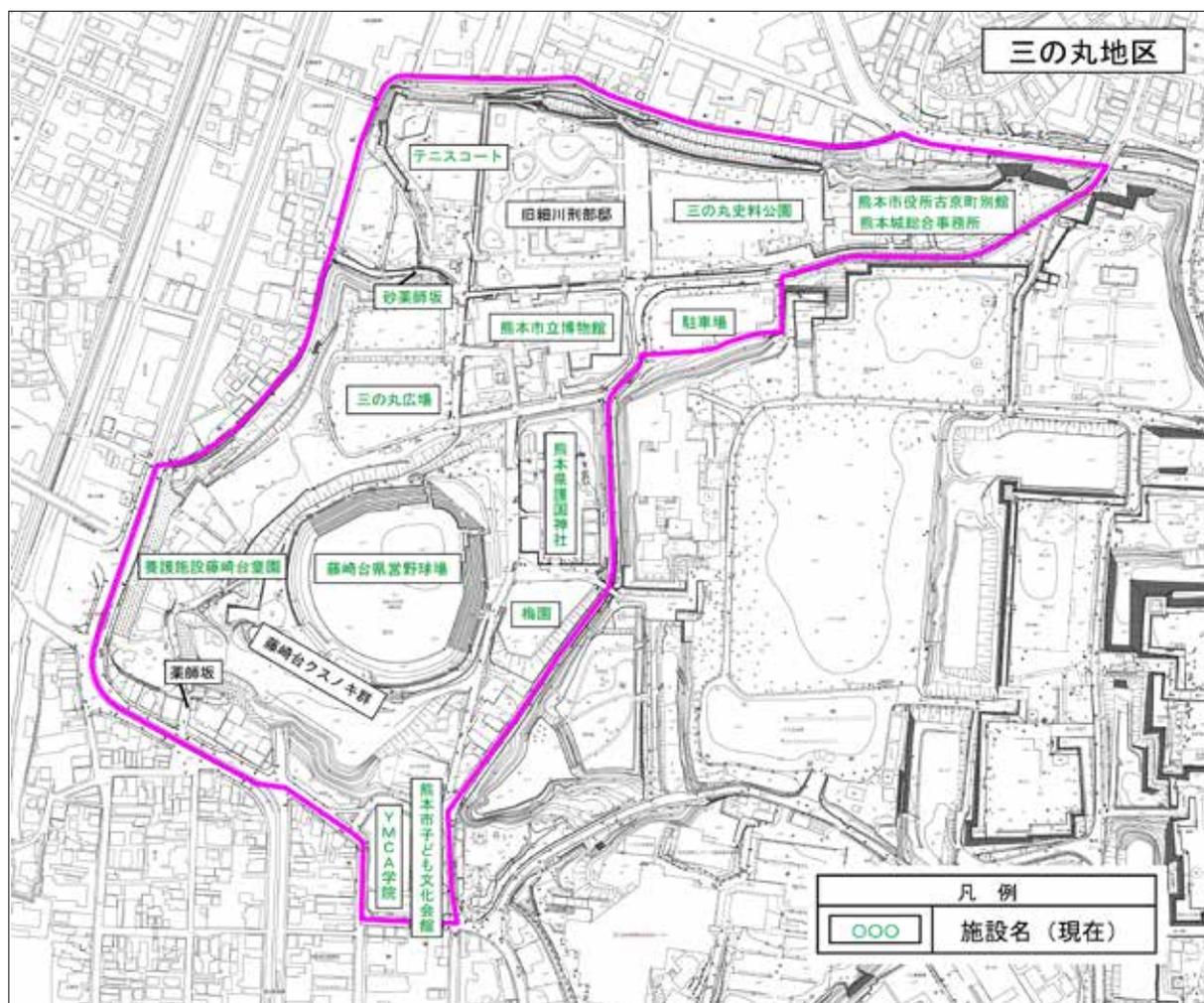


図 32 三の丸地区建造物位置図

#### (4) 古城地区

保存管理計画改訂に際して計画対象とする区域を6地区とし、二の丸の一部及び古城町一帯を古城地区とした。この地区は熊本城跡（茶臼山台地）の南西側に延びる丘陵部とその南西側の一段下った場所である。この地区は熊本医療センター、城彩苑と熊本地方合同庁舎跡（以下、「合同庁舎跡」とする。）、第一高校と大きく区分され、東は行幸坂を境に本丸地区と接し、南は坪井川で城下町と区分され、西は古城堀を境に惣構とした新町地区と接している。古城地区は幕末頃には二の丸と呼ばれていた地区で、安土桃山時代（天正中期から慶長初期）に構築された古城地区と江戸初期（慶長期）に整備された二の丸地区に分けることができる。

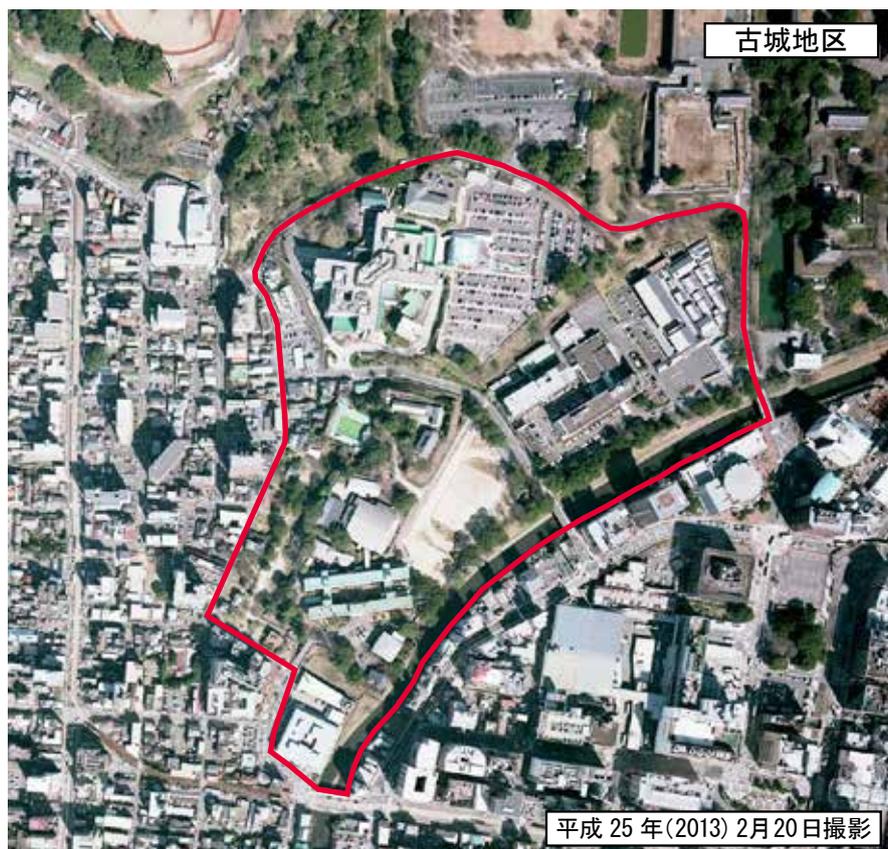


図 33 古城地区航空写真

#### (ア) 変遷等

##### 【古代～中世】

この地区の土地利用は、少なくとも古墳時代までさかのぼる。第一高校内のグラウンドに面する崖面に、古墳時代に構築された古城横穴墓群が現存している。横穴墓は、弱溶結凝灰岩の露頭に掘り込まれており、現在 53 基が確認されている。

城郭としての利用は、明応 5 年（1496）に鹿子木親員（寂心）が茶臼山西南麓に城を築いたのが始まりで、当時は隈本城と呼ばれていた。その後鹿子木氏に代わって城親冬が隈本城に入る。

## 【近世】

天正 15 年（1587）の豊臣秀吉の九州平定後に佐々成政が城主となる。

天正 16 年（1588）5 月豊臣秀吉は佐々成政に替えて加藤清正を肥後半国の領主とし、加藤清正は隈本城（現古城）を居城とする。文禄・慶長の役後の慶長 4 年（1599）に、加藤清正は古城北東側の茶臼山丘陵一帯に新城の築城を開始し、慶長 12 年（1607）に完成した。この時「隈本城」を「熊本城」に改めたとされる。桜の馬場地区の確認調査により、現在の城彩苑及び合同庁舎跡部分は旧白川の氾濫原であったことが確認された。旧白川は、加藤期に直線化されて坪井川と分離され、氾濫原を造成し曲輪が形成されたと考えられる。新城の完成以後は重臣の屋敷として幕末まで存続する。

熊本医療センターでは、平成 13 年度から 15 年度に実施された大改修の際の発掘調査により、古城（隈本城）期の遺構や重臣屋敷の遺構等が確認されている。

## 【近現代】

明治 4 年（1871）9 月には熊本県の近代化政策により、現在の第一高校内に洋学校及び医学校が設置され、それぞれの学校において外国から招聘された教師の住居も敷地内に併せて建設された。同 8 年（1875）に廃校となり、同 9 年（1876）には両校跡地に二本木より白川県庁が移転し、同 27 年（1894）南千反畑に移転するまで存続した。

洋学校教師として招聘されたジェーンズの住居は廃校後も現地に残っていたが、白川県庁が南千反畑に移転する際に併せて移築された。その後、所有者や場所の変遷を繰り返し、現在は国指定名勝及び史跡水前寺成趣園の東側に移築され、県内に現存する最古の洋風建築として県の重要文化財に指定（県指定重要文化財洋学校教師館）されている（洋学校教師館は平成 28 年〔2016〕熊本地震により全壊）。

明治初期に熊本城のほぼ全域が陸軍の管理となり、古城地区には衛戍病院や砲兵営等が置かれた。明治 7 年（1874）頃の絵図に、桜橋付近に馬場が描かれ「櫻馬場」と書かれていることから、少なくとも明治初期にはこの一帯が桜の馬場と呼称されたのではないと思われる。

桜橋が明治 32 年（1899）に架橋され、これとほぼ同時期に第一高校と熊本医療センターを区分する道路が鞍掛坂を部分的に削平・平坦化する形で整備され、古城地区を二分する形となっている。

熊本医療センターは明治初期に衛戍病院が設置されたことにはじまり、戦中戦後を通じて存続し、さまざまな改修等を経て維持されてきたが、平成 13～15 年（2001～2003）にかけて大規模な増改築、新增築等の大改修工事が実施され現在に至っている。

戦後の一時期は米軍管理下となるが昭和 31 年（1956）に国及び県の所管地となり、第一高校（昭和 34 年〔1959〕）や国の合同庁舎（昭和 35 年〔1960〕）及び昭和 35 年の熊本国体開催に併せて県営熊本城プールが開設されている。このプールは城内プールとして親しまれたが、平成 13 年（2001）に閉鎖された。

平成 9 年度に策定した熊本城跡復元整備計画ではこの地区をエントランスゾーンと位置付

けており、平成 23 年（2011）には築城 400 年を記念し、熊本城観光文化交流の拠点として、九州新幹線開業に併せて城彩苑等の整備を実施している。

城彩苑等の整備に先立つ確認調査では、主に近代の軍関係の遺構が確認されている。

#### （イ）古城地区を構成する諸要素

##### （I）本質的価値を構成する諸要素

###### 【石垣・堀・城道で区画された土地】

旧地形概ね幕末期の屋敷割や地形が残る地域である。

###### 【石垣・石段】

###### ▪ 武家屋敷跡の地割を構成する石垣

古城地区の石垣は熊本城跡としては最も古い時期（天正期か）に構築されており、第一高校の正門周辺に残る。また、明治期に入り第一高校内に古城堀から延びていた堀は埋立てられており、堀に面した石垣にその痕跡を見ることができる。熊本医療センター南東側に旧藩時代の石垣及びその石垣を補強するような形で明治初期に構築されたと思われる凝灰岩を用いた石垣が見られる。

第一高校及び合同庁舎の南西隅から南東中央部（行幸橋）の石垣は内堀として機能していた坪井川に面した部分である。

###### 【堀】

###### ▪ 武家屋敷跡と新町地区（武家屋敷・町屋）を区分する水堀

堀は古城地区南西隅から旧城域の西側を石垣や土塁の線に沿って新一丁目門跡を經由し藤崎台南側まで続いていたことがわかるが、昭和初期頃から戦後にかけて埋立てられ、現在はそのほとんどが宅地化されている。石垣や道路の形状によりその位置や規模をкаろうじて確認することができる。

第一高校西側については、所有者の理解を得て特別史跡に指定され、昭和 55 年度から文化庁の補助事業として公有化を図っており、現在約 75%の公有化を達成している。公有化完了後は、堀を復元する予定である。

###### 【河川】

###### ▪ 城下と区分する坪井川

###### 【城道及び門跡等】

###### ▪ 慶宅坂・鞍掛坂

慶宅坂は近現代に周辺の施設整備と併せて整備されているが、ほぼ現況を留めている。

江戸時代にはなかった桜橋は明治 32 年（1899）に架橋されており、ほぼ同時期に第一高

校と熊本医療センターを区分する道路が鞍掛坂を部分的に削平、平坦化する形で整備され、古城地区を市道が分断する形となった。熊本医療センター側にかつての坂道の形が残る。

#### 【排水遺構等】

- 排水溝

坪井川に面した石垣にはかつての屋敷地から排水口を確認することができる。明治初期から軍の管理下に置かれており、一部が改修されていることが確認できる。

#### 【石造構造物】

- 船着場跡

内堀である坪井川が水運としても利用されていたことを示す船着場跡が残されている。

#### 【井戸】

- 武家屋敷に付随するもの 1 基

#### 【地下遺構】

- 築城時の経過を示す白川埋立の痕跡

### (Ⅱ) 歴史的経緯を示す諸要素

#### 【築城以前の遺構】

- 古城横穴群・門礎石 (唐屋敷)
- 六地藏石撞ほか 1 基

第一高校内の崖面に古墳時代の横穴墓が現存しており、近年の豪雨でその崖面が浸食されている。

#### 【西南戦争及び鎮台・軍の地下遺構等】

- 砲兵営跡ほか

#### 【記念碑及び顕彰碑】

- 神風連太田黒伴雄奮戦之地碑・陸軍少尉阪谷敬一戦死之碑・西南の役百年記念碑・古城医学校跡碑・古城県庁標石碑・熊本陸軍兵器支廠移轉記念碑

神風連の変、西南戦争等の明治初期の事象を伝えるものが5基、第一高校の歴史に由来するものが2基設置されている。

### (Ⅲ) 現代の利用に関する諸要素

#### 【史跡及び公園施設】

##### イ) 便益施設

- 古城堀端公園便所・手洗等

ウ) 管理施設

- 公園整備等による排水溝・城彩苑（総合観光案内所）・古城地区説明板・進入防止等の柵・車止等

エ) 防災設備及び電気設備等

- 照明施設

オ) 広場及び修景施設等

- 古城堀端公園（滑り台・砂場）・桜の馬場東側緑地・桜の馬場南側緑地・現代文学者に由来する句碑

【その他の施設】

ア) 市管理道路

- 市道古城町第1号線ほか

イ) 商業施設等

- 桜の馬場城彩苑

熊本藩掃除方御用屋敷跡。昭和35年（1960）には熊本国体水泳競技の施設として県営熊本城プールが開設されたが、平成13年（2001）に廃止された。平成23年（2011）に九州新幹線の開業とあわせ、熊本城観光文化交流の拠点として歴史文化体験施設「湧々座」（平成30年3月より「熊本城ミュージアム わくわく座」を通称とする。）と飲食物販施設「桜の小路」が整備された。

湧々座はPFI<sup>(※)</sup>により設置され、指定管理制度により運営（20年）されており、熊本城に関するガイド施設としての機能をもつ。また、桜の小路は都市公園法による許可施設（10年）となっている。

※PFI…Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法（内閣府HPより）

ウ) その他の施設

- 熊本地方合同庁舎跡

細川藩家老の屋敷跡。熊本地方合同庁舎は昭和35年（1960）に国の地方出先機関として開設された。平成16年度から新合同庁舎整備計画が進められ、平成26年度末までに全ての機能が熊本駅周辺の新庁舎に移転している。

合同庁舎跡及び城彩苑を含めた一帯は、特別史跡熊本城跡への追加指定について協議を進めており、追加指定後は熊本城の震災復旧用地としての活用を検討する。

- 熊本県立第一高等学校

細川藩家老の屋敷跡。明治36年（1903）熊本県立高等女学校を前身として開設。昭和34年（1959）に移転し現在に至る。

▪ 独立行政法人国立病院機構熊本医療センター

細川藩家老有吉家等の屋敷跡。明治6年（1873）頃から鎮台の病院が置かれ、同26年（1893）の地図には陸軍病院、大正5年（1916）には衛戍病院と描かれている。昭和20年（1945）旧熊本陸軍病院が厚生省（現厚生労働省）に移管され国立熊本病院と改称。平成16年（2004）より独立行政法人国立病院機構熊本医療センターとして開業している。

▪ 熊本中央郵便局

明治5年（1872）熊本郵便役所として開設、昭和24年（1949）に細川藩の武家屋敷跡（江戸初期）である現在地（船場川端町）に移転し現在に至る。

▪ 古城堀端地区民有地

旧藩時代は南西側の堀で、昭和の初めに半分ほどが埋立てられて住宅地として売却され、昭和28年（1953）の水害の廃土により埋め尽されている。同30年（1955）の特別史跡指定後は、同54年（1979）から史跡として保存することを目的に買上げ事業を進めている地域。

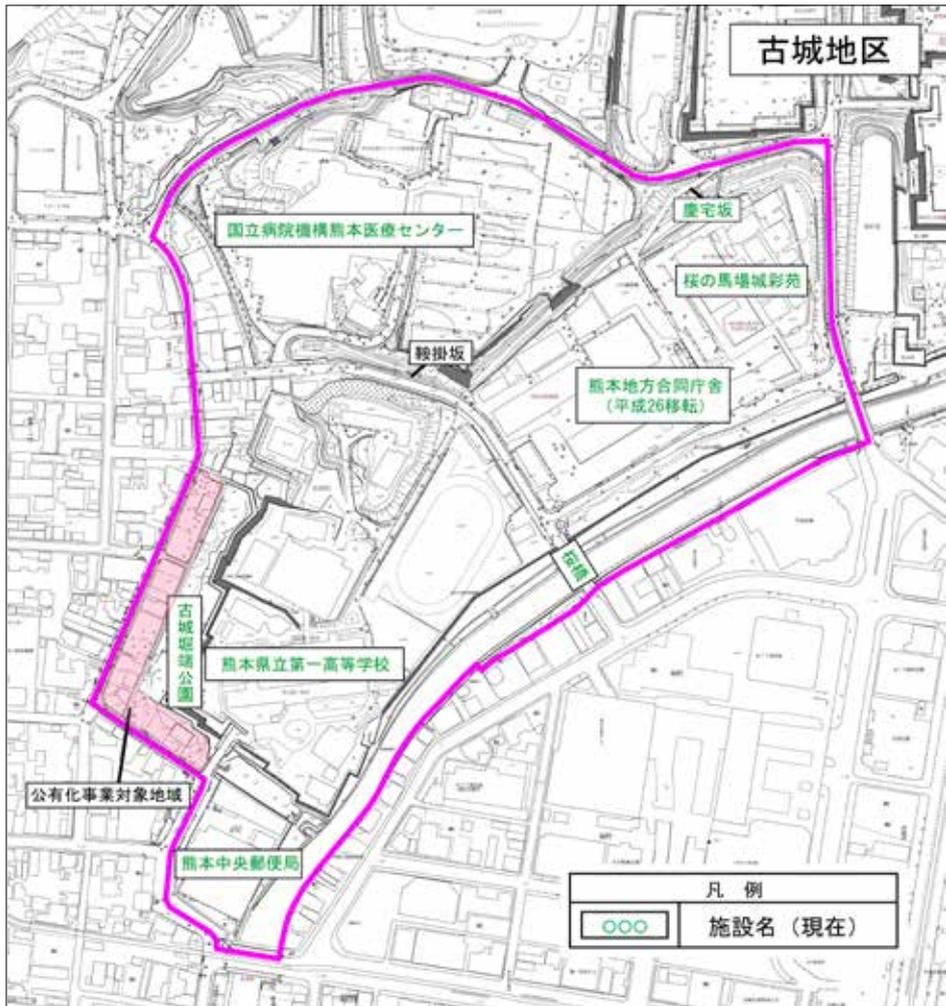


图 34 古城地区建造物位置图

## (5) 千葉城地区

保存管理計画改訂に際して計画対象とする区域を6地区とし、千葉城町一帯を千葉城地区とした。

この地区は磐根橋から厩橋に通じる県道熊本四方寄線と旧坪井川河川敷と坪井川に挟まれた区域で、一部に民有地はあるものの熊本家庭裁判所・旧九州財務局分室・熊本県伝統工芸館・旧熊本国税局千葉城分室（以下、「国税局分室」とする。）・県立美術館分館・旧NHK熊本放送局等公共機関等が多く所在する地区である。

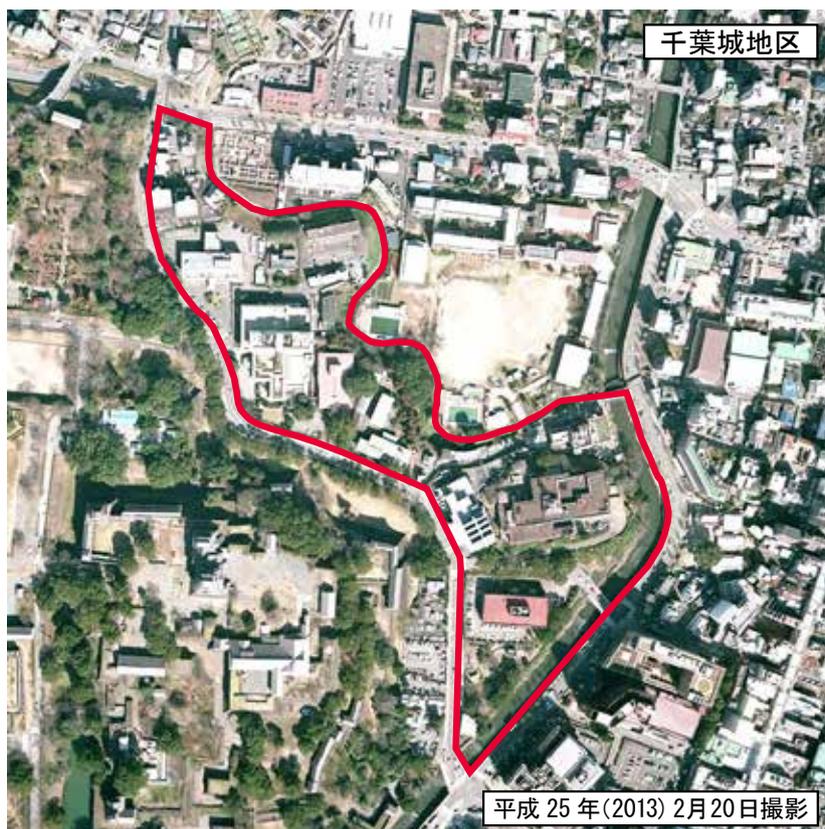


図 35 千葉城地区航空写真

### (ア) 変遷等

#### 【古代～中世】

千葉城地区では、昭和30年代のNHK熊本放送局の建築工事の際に古墳時代の横穴墓（千葉城横穴群）が10基確認されている。旧坪井川に面した崖面に形成された横穴墓で、同様のものが磐根橋付近でも確認されており（磐根橋際横穴群）、旧白川・坪井川で侵食された崖面は、古墳時代の墓地として利用されていたようである。

城郭としての利用は、応仁・文明の頃、茶白山丘陵につながる東端あたりに、出田秀信が城を構えたのが始まりとされる。その後鹿子木氏の居城となる。

#### 【近世】

鹿子木氏が古城に移った後のことは明確ではないが、江戸初期には宮本武蔵の居宅や藩の焰

硝蔵が置かれるなど、武家屋敷として幕末まで存続した。

## 【近現代】

明治4年(1871)の廃藩置県及び鎮西鎮台(のちの熊本鎮台、第六師団)が設置されることにより熊本城のほぼ全域が陸軍の管理となり、千葉城跡には聯隊区司令部や憲兵隊本部、偕行社等が置かれた。

戦後、連合軍の機関や南九州財務局分室、熊本市教育委員会の施設等も置かれ、昭和33年(1958)の熊本県立図書館(平成4年〔1992〕図書館移設に伴い、県立美術館分館が開館)の開館を皮切りに昭和38年(1963)にNHK熊本放送局が開局、昭和57年(1982)には熊本県伝統工芸館が開館するなど多くの公共施設が設置された。また、同地区の北側は民間施設や民家などとなっており、南側は、旧日本たばこ産業株式会社(JT)熊本支店(以下、「旧JT熊本支店」とする。)の解体や旧NHK熊本放送局の機能移転が進み、現在に至っている。

### (イ) 千葉城地区を構成する諸要素

#### (I) 本質的価値を構成する諸要素

千葉城地区は概ね幕末期の地形が残る地域である。昭和初期の坪井川改修等により千葉城跡の東端が削平されており、北側の城域を区分していた旧坪井川は排水路敷きとして残る。

#### 【石垣・堀・城道で区画された土地】

- 旧地形

#### 【石垣・石段】

- 武家屋敷の地割を構成する石垣

国税局分室の東側、旧坪井川に面した法肩部及び屋敷を区画する石垣が県道四方寄熊本線に沿って残っており、これらの遺構を保存することを目的に特別史跡に指定されている。

#### 【河川】

- 城下(坪井)と区分する旧坪井川

#### 【排水遺構等】

- 屋敷割に伴う排水溝

城域を区分する旧坪井川河川敷が水路敷(現在も機能)として残る。現在の県道四方寄熊本線に沿って残る玉川(排水路)は棒庵坂下付近から厩橋までの区間で、棒庵坂下から熊本大神宮付近までは開渠で坪井川までは暗渠となっている。また、玉川は排水路として現在も機能しており、護岸の改修や拡幅等の整備が実施されている。

また、県伝統工芸館及び国税局分室敷地内には部分的ではあるが建物に付随するものと思われる凝灰岩製の排水溝が残る。

## 【井戸】

- 武家屋敷に付随するもの3基

本来は武家屋敷であったことから、現在の熊本県伝統工芸館及び国税局分室敷地内に2基の井戸が残されている。

## 【地下遺構】

- 玉川護岸石垣

## (Ⅱ) 歴史的経緯を示す諸要素

### 【築城以前の地下遺構等】

- 千葉城横穴群

昭和37年(1962)にNHK熊本放送局の開設に伴う整地工事に伴い、千葉城跡の東南側に6基、西南側に4基の計10基の横穴古墳が確認され、その後詳細な調査が行われた。副葬品を伴うものが無く年代決定の手がかりは乏しいが、出土した須恵器等から7世紀中葉のものであるとされている。

### 【西南戦争及び鎮台・軍の地下遺構等】

- 工兵営跡ほか

## (Ⅲ) 現代の利用に関する諸要素

### 【史跡及び公園施設】

#### ア) 便益施設

- 手洗等

#### イ) 管理施設

- 公園整備等による排水溝・千葉城跡説明板・進入防止等の柵・車止等

#### エ) 防災設備及び電気設備等

- 照明施設

#### オ) 広場及び修景施設等

- 千葉城公園・高橋公園・高橋公園内モニュメント(谷干城銅像・明治の群像・旧庁舎玄関)

### 【その他の施設】

#### ア) 市管理道路

- 市道千葉城町草場町第1号線ほか

#### イ) 公共施設

- 熊本県伝統工芸館

伝統的な工芸技術の継承、後継者育成を主目的として昭和57年(1982)に開設、熊本の

伝統工芸品を約 2000 点展示し、県内外の工芸家の企画展示や交流の場ともなっている。

▪ **熊本県立美術館分館**

県立図書館として昭和 33 年（1958）に開設されたが、図書館の新築移転により、平成 4 年（1992）に建物を改修して県立美術館分館として開館している。県内の美術愛好家やグループの企画展等が開催され多くの市・県民に親しまれている。

ウ) その他の施設

▪ **旧 NHK 熊本放送局**

昭和 38 年（1963）開局。平成 29 年（2017）6 月に花畑町に新築され、機能移転。

▪ **KKR ホテル熊本**

国家公務員の共済施設として昭和 41 年（1966）に開設、平成 7 年（1995）改築された。

▪ **旧日本たばこ産業株式会社（JT）熊本支店**

昭和 46 年（1971）に設置されたが、平成 28 年熊本地震により被害を受けたことから平成 29 年（2017）3 月に解体。

▪ **旧熊本国税局千葉城分室**

昭和 44 年（1969）に設置されたが、国の合同庁舎が熊本駅南側に新築整備されたことにより、平成 27 年（2015）に機能移転。

▪ **旧九州財務局分室**

昭和 44 年（1969）に設置されたが、国の合同庁舎が熊本駅南側に新築整備されたことにより、平成 27 年（2015）に機能移転。

▪ **熊本家庭裁判所**

昭和 28 年（1953）古京町に開設され、昭和 48 年（1973）現在地に移転。

▪ **熊本西社会保険事務所**

昭和 62 年（1987）開設

▪ **熊本市教育センター**

昭和 62 年（1987）開設

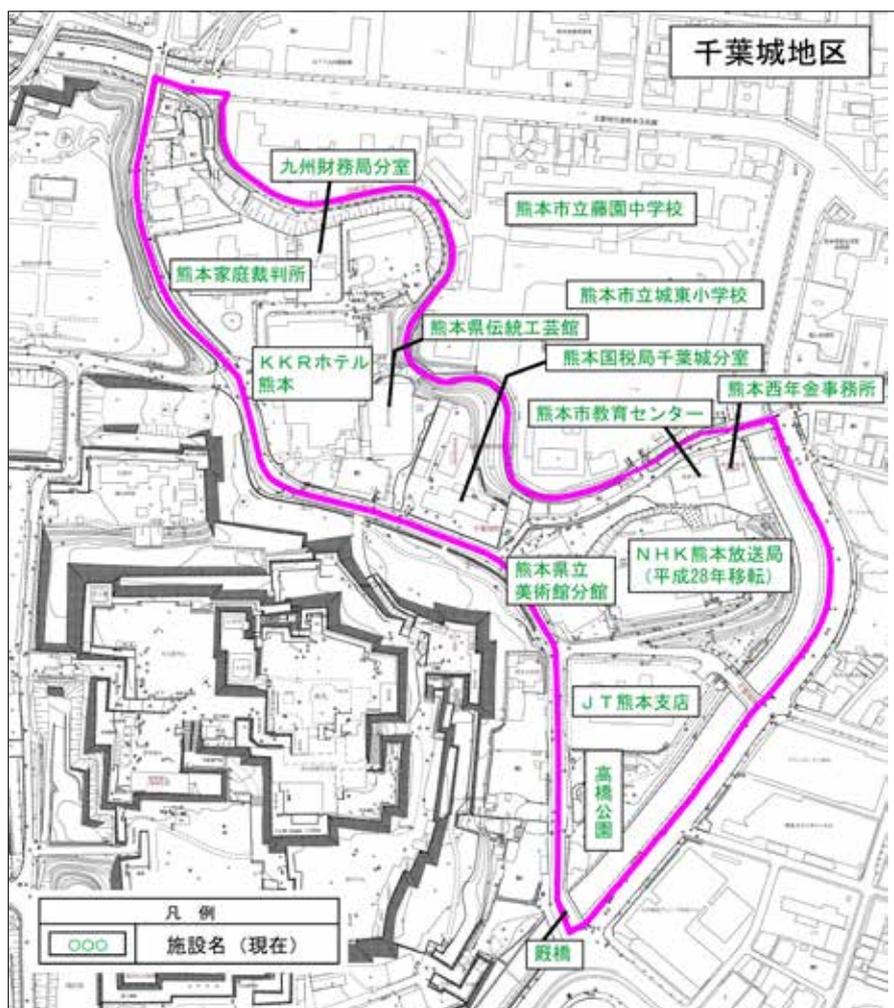


图 36 千葉城地区建造物位置图

## (6) 新町地区

保存管理計画改訂に際して計画対象とする区域を六地区とし、南の三丁目門跡、西の高麗門跡を結ぶ坪井川と現鹿児島本線を境とし古城地区及び三の丸地区に接する区域で城下町として発展したところである。



図 37 新町地区航空写真

### (ア) 変遷等

#### 【古代～中世】

熊本城の南西に位置するこの地区は、茶臼山丘陵から緩やかに下がる扇状地上に立地しており、弥生時代から中世にかけての遺跡が確認されている。船場町遺跡では、弥生時代の甕棺が出土している。旧白川右岸の緩扇状地上に成立した遺跡であると思われる。西側には新馬借遺跡があり、弥生時代から中世の遺物が出土している。

#### 【近世】

平成 23 年度に熊本県によって実施された JR 鹿児島本線の高架化工事に先立つ調査で、高麗門跡と御成道跡の可能性があることが確認された。高麗門と新三丁目門は城下町への入口であるとともに、熊本城の惣構を構成する重要な城門である。惣構は、絵図によると西側を堀と土塁、東と南を坪井川の流路で画した防衛ラインで構成されている。高麗門跡の確認を契機として、熊本城惣構の重要性が再認識され、新町地区を熊本城跡遺跡群に取り込むこととなった。

熊本城の城下町は、隈本城段階から形成され始めたと考えられているが、本格的な形成は加藤期であり、城下町としての新町と寺院町としての古町に明確に区分された。

## 【近現代】

新町地区は明治10年（1877）の西南戦争でほぼ全域が焼失したが、市街地としての復興が進んでいる。

### （イ）新町地区を構成する諸要素

#### （I）本質的価値を構成する諸要素

新町地区は概ね幕末期の地割・町割が残る地域である。ただし、西南戦争によりほぼ全域が焼失し、幕末からの建造物等が残っていない。

#### 【石垣】

JR高架化に伴う発掘調査で確認された高麗門<sup>(※)</sup>跡の遺構調査により、堀の護岸と思われる石垣や、熊本藩主細川家墓所妙解寺跡へ続く御成道に付随すると思われる石垣が確認されている。

#### 【城道及び門跡等】

JR高架化に伴う発掘調査で高麗門跡の遺構及び御成道跡の遺構が確認された。

なお、確認された遺構は高架橋の基礎の間隔を開けることで現状保存されている。

#### 【土塁・崖】

JR高架化に伴う発掘調査で、西側の土塁線と想定される部分から版築を施した遺構が確認されているが詳細は不明である。

#### 【地下遺構】

JR高架化に伴う発掘調査で高麗門跡の遺構が確認され、同時に新町の南西にある妙解寺跡への御成道の遺構も確認された。

※高麗門…ここでの高麗門は門の形式ではなく固有名詞である。明治初期の古写真により櫓門であることが確認できる。

#### 【石造構造物】

新町地区の南端には新三丁目門が存在し、二つの町の間を流れる坪井川には木製の板橋（三丁目板橋）が架けられていたが、明治8年（1875）に櫓門と同時期に木橋も撤去され石造眼鏡橋が架けられた。肥後の石工である橋本勘五郎の作といわれ「明八橋」の名で現在も残っている。

### （II）歴史的経緯を示す諸要素

#### 【歴史的建造物】

明治以降の近代建造物が周辺も含めて市内で最も残っている地区であり、地域のシンボルマークとなっている。

- 長崎次郎書店

大正 13 年（1924）に建てられた中国風意匠の建造物で保岡勝也設計。

平成 7 年（1995）9 月 熊本市景観形成建造物指定

平成 10 年（1998）1 月 16 日 国登録有形文化財

- 富重写真所

明治初期の熊本の風景を数多く残した富重利平が明治 3 年（1870）に開いた熊本で最初の写真所で、明治 10 年（1877）の西南戦争で焼失した後再建し、現在に至っている。

フランス式スタジオの様式をとっており、国内では現存例が少ない。

平成 18 年（2006）3 月 27 日 国登録有形文化財

平成 20 年（2008）10 月 熊本市景観形成建造物指定

- 吉田松花堂

西南戦争後に建てられたものと推定され、西側が町家風、東側が武家屋敷風に作られている城下町最大級の町家である。

平成 7 年（1995）9 月 熊本市景観形成建造物指定

### 第 3 節 各地区の保存管理方針

本節では特別史跡熊本城跡における本質的・普遍的な保存管理方針を記載している。平成 28 年（2016 年）熊本地震における具体的な復旧の方針・手法等については「熊本城復旧基本計画」において示すものとする。

#### 1 本丸地区

##### (1) 地区の概要

本丸地区は熊本城跡の中で最も高い場所に位置し、熊本城跡の中心部である。近世城郭としての縄張りや郭の構成はほぼ幕末期の姿を留めており、特に各郭を構成する石垣は地区全域に残り、熊本城跡のシンボルともなっている。石垣は一部に撤去・改変された箇所があるものの、往時の様相をよく留めており、熊本城跡における石垣構築技術の変遷を知ることができる貴重な遺構である。また、現存する唯一の水堀である備前堀等の堀や門跡の礎石・石段・雁木・塀の控え柱・排水溝等の石造建造物も残されており、史跡整備等の貴重な資料となっている。

また、明治初期の軍管理下における解体・撤去や西南戦争の災禍を逃れた宇土櫓等の国指定重要文化財建造物が最も多く残る。

平成 9 年（1997）に策定した「熊本城復元整備計画」に基づき、西出丸一帯・飯田丸一帯の石垣保存修理・復元を含む、多数の櫓や門の復元整備及び本丸御殿大広間棟・大台所棟ほかの復元整備や石垣の保存修理を実施した。

旧城域の中で、築城当時から保存されている櫓や門に加え、復元されたものが多数あり、往

時の姿が最も色濃く残る地区である。

## (2) 基本方針

1. 熊本城跡の本質的価値を構成する諸要素の適切な保存を徹底する。
2. 絵図や古写真等の歴史史料に裏付けされた往時の景観の維持・創出に努める。

## 2 二の丸地区

### (1) 地区の概要

二の丸地区は、本丸地区の空堀を隔てて北から西へ展開する地区である。

主に家老等の武家屋敷があり、本丸地区を防御する区域であった。江戸中期には、全国でも有数の藩校といわれた時習館も設置されるなど、熊本藩政の中でも重要な役割を果たした地区である。現在も屋敷割等の旧地形がほぼ残っている。

国指定重要文化財の監物櫓（新堀櫓）や二の丸御門跡から埋門跡へと続く百間石垣・松井山城預櫓跡周辺石垣等幕末当時からの遺構が多数残る。

一方、監物台樹木園の開設、県立美術館の開館や都市公園としての整備も昭和40年代から進められ、二の丸広場や駐車場・野鳥園等の整備も完了しており、市民の憩いの広場として定着しており、現存する遺構と現代に整備された施設が共存している地区である。

## (2) 基本方針

1. 熊本城跡の本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
2. 公園利用者に対して二の丸地区の歴史性・重要性の周知と啓発に努める。

## 3 三の丸地区

### (1) 地区の概要

三の丸地区は、二の丸地区の北西側に位置し、旧城域の北西に展開する地区である。

江戸後期には二の丸御屋形が設けられ、武家屋敷跡の屋敷割石垣等も残り、城域としての旧地形もほぼ残る地区である。

旧細川刑部邸が移築復原されたことで当時の武家屋敷の様相を学ぶことができるとともに、総合博物館として熊本博物館が整備されるなど熊本市や熊本城の歴史を知る上で重要な役割を持つ地区でもある。

## (2) 基本方針

1. 熊本城跡の本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
2. 既に整備された学習施設を利用しながら、史跡としての景観形成に努める。

## 4 古城地区

### (1) 地区の概要

古城地区は、二の丸地区の南側に位置し、旧城域の南西に展開する地区である。

近世初期（隈本城跡・古城）に構築された石垣等が良好に残っており、現時点では石垣と堀の部分のみが特別史跡に指定されている。また、内堀である坪井川に沿って書物櫓跡から古城堀入口まで続く石垣や熊本城跡唯一の船着場跡も良好に残る。

一方で、熊本医療センター、第一高校等の公共施設が多数あり、それらが占める面積は地区全体の約90%になる。

近世初期の遺構や近代に至るまでの遺構や地割、旧地形が残っており、歴史の変遷を知ることができる地区である。

### (2) 基本方針

1. 熊本城跡の本質的価値を構成する諸要素と共に、地割や旧地形を適切に保存する。

## 5 千葉城地区

### (1) 地区の概要

千葉城地区は、本丸地区の北東に位置し、旧城域の東に展開する地区である。

中世期にも城（千葉城跡）が築かれ、幕末まで武家屋敷が存続するなど、熊本城跡において歴史的にも重要な位置を占めている。

旧城域の中でも、公共施設や民間施設が多く建設されてきた地区で、現在では、家庭裁判所をはじめとする国・県・市の機関及びホテルやマンション・民家も混在しているが、熊本城跡の北東部の城域を区分する旧坪井川の流路や崖等の旧地形がよく残る地区である。

また、近況において、旧 JT 熊本支店の解体や旧 NHK 熊本放送局の機能移転がなされており、今後、隣接する本丸地区と一体となった史跡の適切な保存と地域の魅力向上に資する活用が期待される地区である。

## (2) 基本方針

1. 旧城域を形づくる地形の保存に努めるとともに、隣接する本丸地区と一体となった景観の形成に努める。

## 6 新町地区

### (1) 地区の概要

新町地区は、旧城域の南西に展開する地区である。

明治10年（1877）の西南戦争でほぼ全域が焼失したが、高麗門跡や三丁目門跡等を含めた地割（町割）を構成する道路等は概ね幕末の姿を留めている地区であることから、惣構の一部として新たに保存活用計画の対象区域に位置付けた。

この地区は、熊本城の城下町として景観形成の観点から、地割を活かした町屋等の保存活用や旧地名の保存継承等のまちづくりが進められている地区である。

### (2) 基本方針

1. 地割の保存とともに、地域住民と協力して本物の城下町の風情を感じられる町並みづくりに努める。

第4節 構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針

構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針は以下一覧表の通りである。

構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針一覧表

| 構成要素              | 旧 城 域 ※1  |  |                                 |                           |                 | 保存管理の方針  |
|-------------------|---|--|---------------------------------|---------------------------|-----------------|--|
|                   | 本丸地区  | 二の丸地区  | 三の丸地区                           | 古城地区                      | 千葉城地区           |  |
| 石垣・堀・城道で区画された土地   | 天守台・平左衛門丸・数寄屋丸・飯田丸・東竹の丸・竹の丸・西出丸・奉行丸・櫓方会所の各郭                         | 旧地形  | 旧地形                             | 旧地形                       | 旧地形             | 土地の殆どが史跡として維持されていることから、現状維持を主体とした保存管理を行う。                        |
| 石垣・石段             | 天守台・平左衛門丸・数寄屋丸・飯田丸・東竹の丸・竹の丸・西出丸・奉行丸・櫓方会所の各郭を構成する石垣及び石段、地図石          | 二の丸御門と埋門間の百間石垣・埋門から新堀櫓門間・監物櫓・松井山城預櫓・虎口、小笠原屋敷等の石垣 | 二の丸御屋形を構成する石垣・森本義太夫預櫓跡石垣・藤崎宮跡石垣 | 武家屋敷の地割りを構成する石垣           | 武家屋敷の地割りを構成する石垣 | 現存遺構の適切な保存管理を行う。<br>なお、石垣については「石垣カルテ」に基づく保存修理計画を策定し、計画的な保存修理を行う。 |
| 堀                 | 本丸と西出丸を区分する空堀・唯一の水堀である備前堀・西出丸と二の丸屋敷を区分する空堀と薬研堀（空堀）                  | 二の丸と三の丸を区分する空堀・二の丸屋敷西側の空堀                        | 三の丸と新町地区（武家屋敷・町屋）を区分する水堀        | 武家屋敷と新町地区（武家屋敷・町屋）を区分する水堀 | -               |  |
| 河川                | 城下と区分する坪井川  | -  | -                               | 城下と区分する坪井川                | 城下（坪井）と区分する旧坪井川 | 現状の保存に努め、修理等が必要な場合は、遺構確認調査を実施し、調査研究の成果に基づいた保存修理を行う。              |
| 城道及び門跡等           | 数寄屋丸櫓門跡・地藏櫓門跡・耕作櫓門跡・東櫓御門跡・山崎口冠木門跡・元札櫓門跡・札櫓門跡・西櫓御門跡・下馬橋の橋台・南坂・城道上の石段 | 二の丸御門跡・埋門跡<br>棒庵坂<br>豊前/豊後街道                     | 一丁目門跡<br>豊前/豊後街道の起点<br>砂薬師坂・薬師坂 | 慶宅坂<br>鞍掛坂                | -               |  |
| 排水遺構等 ※2          | 本丸の各郭から坪井川へ至る石造排水溝・本丸の各郭から空堀、水堀を經由して坪井川へ至る排水溝及び隧道・薬研堀南側の石組暗渠        | 二の丸御門跡の暗渠排水溝                                     | 二の丸御屋形南側の排水溝                    | -                         | 屋敷割に伴う排水溝       |  |
| 石造構造物             | 土堀の控え柱（須戸口門北側・質部屋跡西側等）・東竹の丸五階櫓跡東側の雁木                                | 土堀の控え柱（二の丸御門跡）                                   | -                               | 船着場跡                      | -               |  |
| 井戸 ※2             | 小天守内・本丸御殿跡・数寄屋丸・平左衛門丸・飯田丸等10基                                       | 武家屋敷に付随するもの7基<br>横井戸（清爽園の水源）                     | 武家屋敷に付随するもの3基<br>どんぶり池          | 武家屋敷に付随するもの1基             | 武家屋敷に付随するもの3基   |  |
| 地下遺構 ※2           | 櫓門跡の礎石（数寄屋丸櫓門・地藏櫓門・耕作櫓門・山崎口冠木門・元札櫓門・札櫓門・西櫓御門）及び石段・暗渠排水溝             | 二の丸御門跡の礎石・屋敷割を構成する城道及び排水溝等                       | 屋敷割を構成する城道・排水溝及び井戸等             | 築城時の経過を示す白川埋立の痕跡          | 玉川護岸石垣          |  |
| 幕末以前から存在すると思われる樹木 | 本丸御殿露地のイチヨウ・飯田丸のクス・奉行丸のトチノキ等  | 時習館跡のスダジイ・侍屋敷のエノキ等                               | 国指定天然記念物藤崎台のクスノキ群               | -                         | -               |  |
| 重要文化財建造物          | 宇土櫓・平櫓・不開門・五間櫓・北十八間櫓・東十八間櫓・源之進櫓・四間櫓・七間櫓・十四間櫓・田子櫓・長堀                 | 監物櫓（新堀櫓）   | -                               | -                         | -               |  |

※1 特別史跡外にある構成要素については、斜字で表記し、特別史跡内外にまたがる構成要素については下線表記とした。

※2 排水遺構等、井戸及び地下遺構は、発掘調査やこれまでの管理施設等の整備に伴う掘削等の立会い等により現存を確認しているものである。

構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針一覧表

| 構成要素             | 旧 城 域 ※1         |  |   |   |  |  | 保存管理の方針  |               |
|------------------|------------------|--|---|---|--|--|--|---------------|
|                  | 本丸地区             | 二の丸地区  | 三の丸地区                                       | 古城地区  | 千葉城地区  |  |  |               |
| 素と特別の史跡価値を高める諸要素 | 外観復元建造物          | 大小天守・平御櫓・長局櫓   | -   | -   | -  | -  | 歴史的景観を形成する建造物として保存管理を行う。<br>日常的な保守点検を充実させ、維持管理及び修理にあたっては伝統工法により実施する。<br><br>調査・研究を進め、情報公開に努める。<br><br>適正な保存管理に努めるとともに、調査・研究を進める。 |               |
|                  | 復元建造物及び工作物       | 数寄屋丸二階御広間・飯田丸五階櫓・本丸御殿大広間/大台所/数寄屋・西大手櫓門・南大手櫓門・戌亥櫓・未申櫓・元太鼓櫓・西出丸塀・奉行丸塀・馬具櫓/続塀 | -   | -   | -  | -  |  |               |
|                  | 移築された歴史的建造物      | 櫓方門（櫓方会所跡・長屋門）   | -   | -   | -  | -  |  |               |
|                  | 歴史資料             | 絵図・文献資料・発掘調査等で出土した遺物・伝世品等  |   |   |  |  |  |               |
| 歴史的経緯を示す諸要素      | 築城以前の地下遺跡等       | 古代   | -   | 磐根橋際横穴群・軒平瓦   | 石製丸斬   | 古城横穴群・門礎石（唐屋敷）   | 千葉城横穴群   | 遺構・遺物の保存に努める。 |
|                  |                  | 中世   | 茶臼山廃寺・板碑・五輪塔ほか6基                            | -   | 藤崎宮跡   | 六地藏石幢ほか1基  | -  |               |
|                  | 西南戦争及び鎮台・軍の地下遺構等 | 鎮台本営跡ほか  | 歩兵営跡ほか                                      | 野砲営跡ほか  | 砲兵営跡ほか   | 工兵営跡ほか   | 近代以降の歴史的経緯を示す遺構及び記念碑等のうち史跡の理解に有益で重要なものは適切に保存する。  |               |
|                  | 記念碑及び顕彰碑         | 近代現代   | 西南の役記念碑（谷村計介顕彰）ほか1基<br>特別史跡熊本城碑（熊本城顕彰会）ほか2基 | 軍旗奪還之跡碑・軍旗染血之跡碑<br>将士奮戦之跡碑（神風連）<br>西南の役籠城将校婦女子避難所跡碑<br>四戦役弔魂碑・熊本県人殉難の碑<br>神風連戦死之跡<br>歩兵十三連隊之跡碑・馬魂碑<br>特別史跡熊本城碑（熊本城顕彰会）<br>宮内神社跡 | 神風連歩兵本陣跡碑<br>神風連重兵第六連隊址碑<br>平坦道路開鑿記念碑<br>与倉連隊長戦跡之碑<br>里程元標<br>西南戦争激戦地記念碑 | 神風連太田黒伴雄奮戦之地碑<br>陸軍少尉阪谷敬一戦死之碑<br>西南の役百年記念碑<br>古城医学学校跡碑<br>古城県庁標石碑<br>熊本陸軍兵器支廠移轉記念碑 |  |               |

※1 特別史跡外にある構成要素については、斜字で表記し、特別史跡内外にまたがる構成要素については下線表記とした。

構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針一覧表

| 構成要素         |          | 旧 城 域 ※1                       |  |   |   |  | 保存管理の方針   |   |              |
|--------------|----------|--------------------------------|--|---|---|--|---|---|--------------|
|              |          | 本丸地区                           | 二の丸地区  | 三の丸地区   | 古城地区  | 千葉城地区  |   |   |              |
| 現代の利用に関する諸要素 | 史跡及び公園施設 | 園路（管理用通路）                      | 行幸坂（南坂）<br>頼当門前から新堀御門跡間の園路<br>奉行丸西側園路、不開門下園路   | 二の丸広場園路・法華坂・野鳥園<br>園路ほか                               | 三の丸広場園路   | -  | -   | 既存施設の適切な管理を行うとともに、適切な配置に努める。<br>各施設の改修にあたっては、地下遺構や景観の保全に配慮する。 |              |
|              |          | 便益施設                           | 駐車場等   | シャトルバス乗降場   | 二の丸駐車場  | 三の丸駐車場・三の丸第2駐車場<br>・宮内駐車場                              | -   |   | -            |
|              |          |                                | 便所   | 教寄屋丸・本丸天守前・本丸御殿<br>内・飯田丸・竹の丸・西出丸・奉行丸                  | 二の丸駐車場・催し広場・清爽園                                   | 三の丸・三の丸駐車場   | 古城堀端公園  |   | -            |
|              |          |                                | 売店等  | 本丸売店・長局内休憩所   | 二の丸売店及び休憩所  | 休憩所・東屋（火の国フェスタモ<br>ニュメント）                              | -   |   | -            |
|              |          |                                | その他  | 手洗・水飲場・ベンチ  | 手洗・水飲場・ベンチ  | 手洗・水飲場・ベンチ   | 手洗・水飲場・ベンチ  |   | 手洗・水飲場・ベンチ   |
|              |          | 管理施設                           | 排水構造物  | 遺構を再利用した排水溝<br>公園整備等による排水溝等                           | 遺構を再利用した排水溝<br>公園整備等による排水溝等                       | 遺構を再利用した排水溝<br>公園整備等による排水溝等                            | 公園整備等による排水溝等  |   | 公園整備等による排水溝等 |
|              |          |                                | 管理棟等   | 頼当御門ほか3ヶ所の料金所・本丸<br>詰所及び管理用倉庫・ポンプ室4ヶ<br>所・電気室         | 二の丸詰所及び管理用倉庫・駐車<br>場管理室<br>埋門（監物台樹木園）             | 三の丸整理室及び収蔵庫・駐車場<br>管理室・旧細川刑部邸内管理室/<br>電気室              | 城彩苑（総合観光案内所）  |   | -            |
|              |          |                                | 案内板及び説明板   | 城内総合案内板・二様の石垣説明板<br>ほか                                | 埋門の説明板ほか  | 三の丸地域の武家屋敷配置説明板<br>ほか                                  | 古城地区説明板ほか   |   | 千葉城跡説明板ほか    |
|              |          |                                | 柵、車止等  | 転落防止、進入防止等の柵及び車止                                      | 進入防止等の柵及び車止                                       | 進入防止等の柵及び車止  | 進入防止等の柵及び車止   |   | 進入防止等の柵及び車止  |
|              |          | 防災設備及び電気設備等                    | 給水/消火用ポンプ・地下貯水槽・<br>地下式放水銃・地上式放水銃・屋外<br>消火栓<br>キュービクル・高圧引込盤・ライト<br>アップ照明施設・照明施設・放送設<br>備 | 消火用ポンプ・地下式放水銃<br>高圧引込盤・照明施設                           | 地上式放水銃・キュービクル・給<br>水/消火用ポンプ<br>高圧引込盤・照明施設         | 照明施設   | 照明施設  |   |              |
|              |          | 広場及び修景施設等                      | 竹の丸肥後名花園（肥後六花）・西<br>出丸芝生広場・奉行丸芝生広場・飯<br>田丸梅園・不開門北側緑地                                     | 二の丸芝生広場・催し広場<br>野鳥園・清爽園<br>熊本城二の丸由来記（碑）               | 三の丸史料公園<br>三の丸広場・宮内梅園・宮内緑<br>地・新町緑地               | 古城堀端公園（滑り台・砂場）<br>桜の馬場東側緑地<br>桜の馬場南側緑地<br>現代文学者に由来する句碑 | 千葉城公園<br>高橋公園<br>高橋公園内モニュメント（谷干城<br>銅像・明治の群像・旧庁舎玄関） |   |              |
|              |          | 移築された歴史的建造物                    | -  | -   | 旧細川刑部邸（県指定重要文化財）                                  | -  | -   |   |              |
|              |          | 教養施設                           | 熊本博物館収蔵資料（城外から移設<br>された石造物の屋外展示）   | -   | 熊本博物館   | 城彩苑（わくわく座）   | -   |   |              |
| スポーツ施設       | -        | -                              | 藤崎台県営野球場・熊本城公園テ<br>ニスコート   | -   | -   |  |   |   |              |
| その他の施設       | 市管理道路    | 県道四方寄熊本線ほか                     | 市道京町1丁目宮内第1号線  | 市道宮内古京町第1号線ほか   | 市道古城町第1号線ほか                                       | 市道千葉城草葉町第1号線ほか   |   |   |              |
|              | 公共施設     | -                              | 熊本県立美術館<br>監物台樹木園  | 熊本市子ども文化会館  | -   | 熊本県伝統工芸館<br>熊本県立美術館分館                                  |   |   |              |
|              | 宗教施設     | 加藤神社・熊本大神宮・熊本城稻荷<br>神社・白髭稲荷・水神 | -  | 護国神社  | -   | -  |   |   |              |
|              | 商業施設     | 民間駐車場及び各神社に付随する駐<br>車場         | -  | 日本国際教育支援協会月極駐車場<br>ほか                                 | 城彩苑（桜の小路）   | -  |   |   |              |
|              | その他の施設   | -                              | -  | 養護施設藤崎台童園・藤崎台保育<br>園・熊本YMCA本館/別館・九州電<br>力新町変電所・個人住宅ほか | 熊本県立第一高等学校<br>国立病院機構熊本医療センター<br>個人住宅ほか<br>熊本中央郵便局 | 熊本家庭裁判所・KKRホテル熊<br>本・熊本西年金事務所・熊本市教<br>育センター・個人住宅ほか     |   |   |              |

## 第5節 建造物の保存管理

### 1 旧城域内の歴史的建造物

慶長から寛永期にかけて創建された建造物は、かつて大小天守をはじめ櫓 49、櫓門 18、城門 29 が存在したといわれている。明治初期に陸軍の管轄下に入りその大部分が解体撤去されているが、明治 10 年（1877）の西南戦争直前の火災等を免れた宇土櫓等 13 の建造物が残り、国の重要文化財に指定されている。

下記の 13 棟については、江戸時代から現存するものであり、昭和 8 年（1933）に国の重要文化財の指定を受けている。

#### 《国指定重要文化財》

備考欄（ ）内数値は建築面積（㎡）

| 名 称             | 創建年代 | 構 造 形 式                     | 規模（㎡）           | 備考（建築面積）          |
|-----------------|------|-----------------------------|-----------------|-------------------|
| 1 宇土櫓           | 慶長期  | 三重五階櫓、地下一階付、続櫓一重櫓、一部二階、総本瓦葺 | 916.21          | 本丸地区<br>(458.91)  |
| 2 源之進櫓          | 〃    | 折曲り一重櫓、本瓦葺                  | 108.40          | 〃<br>(108.40)     |
| 3 四間櫓           | 〃    | 一重櫓、本瓦葺                     | 46.49           | 〃<br>(46.49)      |
| 4 十四間櫓          | 〃    | 一重櫓、本瓦葺                     | 162.11          | 〃<br>(162.11)     |
| 5 七間櫓           | 〃    | 一重櫓、本瓦葺                     | 66.99           | 〃<br>(66.99)      |
| 6 田子櫓           | 〃    | 一重櫓、本瓦葺                     | 49.96           | 〃<br>(49.96)      |
| 7 東十八間櫓         | 〃    | 一重櫓、本瓦葺                     | 234.70          | 〃<br>(234.70)     |
| 8 北十八間櫓         | 〃    | 折曲り一重櫓、本瓦葺                  | 144.37          | 〃<br>(144.37)     |
| 9 五間櫓           | 〃    | 一重櫓、本瓦葺                     | 35.37           | 〃<br>(35.37)      |
| 10 不開門          | 〃    | 櫓門、左端入母屋造、右端切妻造、本瓦葺         | 39.01           | 〃<br>(39.01)      |
| 11 平 櫓          | 〃    | 一重櫓、前面一部庇付、本瓦葺              | 111.17          | 〃<br>(111.17)     |
| 12 監物櫓<br>(新堀櫓) | 〃    | 一重櫓、本瓦葺                     | 140.33          | 二の丸地区<br>(140.33) |
| 13 長 堀          | 〃    | 長さ 252.7m（官報告示）、棧瓦葺         | 242.44m<br>(実測) | 本丸地区              |

1 宇土櫓、続櫓



2 源之進櫓



3 四間櫓



4 十四間櫓



5 七間櫓



6 田子櫓



国指定重要文化財一覧

7 東十八間櫓



8 北十八間櫓



9 五間櫓



10 不開門



11 平櫓



12 監物櫓 (新堀櫓)



### 13 長塀



#### 《県指定重要文化財》

旧細川刑部邸は細川忠利の弟興孝が興した細川刑部家の下屋敷で、上級武士の下屋敷の様子をよく残していることから、昭和60年（1985）に県の重要文化財に指定された。平成5年（1993）に中央区東子飼町から三の丸地区の二の丸御屋形跡に移築復原している。

| 名 称    | 移築年度           | 構 造 形 式                       | 規 模 (㎡)  | 備 考 (建築面積)         |
|--------|----------------|-------------------------------|----------|--------------------|
| 旧細川刑部邸 | 平成5年<br>(1993) | 切妻造一方寄棟造、一部二階、棧瓦葺<br>(主屋ほか5棟) | 1,214.83 | 三の丸地区<br>(931.49㎡) |



旧細川刑部邸

## 《再建・復元建造物》

熊本市・県民のシンボルである熊本城では、往時の勇姿を甦らせる機運が高まり、加藤清正生誕 350 年を記念して昭和 35 年（1960）に大小天守等が再建されるなど熊本城に関わる事象を記念して、いくつかの建造物が復元されている。また、平成 9 年度に策定した「熊本城復元整備計画」の短期整備として、築城 400 年に当たる平成 19 年（2007）までに西出丸、飯田丸一帯の建造物等及び本丸御殿大広間棟ほかの歴史的建造物の復元整備を実施した。

| 名 称       | 建築年度              | 構 造 形 式                                | 規模 (㎡)   | 備考 (建築面積)                   |
|-----------|-------------------|--|----------|-----------------------------|
| 大小天守      | 昭和 35 年<br>(1960) | SRC 造、本瓦葺、大天守三重六階、<br>地下一階、小天守二重四階地下一階 | 3,068.42 | 本丸地区 (外観復元)<br>(1,039.50㎡)  |
| 平御櫓       | 昭和 36 年<br>(1961) | コンクリートブロック造、<br>一重櫓、本瓦葺                | 43.0     | 本丸地区 (外観復元)<br>(43.00㎡)     |
| 馬具櫓       | 昭和 41 年<br>(1966) | コンクリートブロック造、<br>一重櫓、本瓦葺                | 122.26   | 本丸地区 (2009 年解体)<br>(48.00㎡) |
| 数寄屋丸二階御広間 | 平成元年<br>(1989)    | 木造、二重櫓、本瓦葺                             | 832.26   | 本丸地区<br>(498.84㎡)           |
| 西大手櫓門     | 平成 15 年<br>(2003) | 木造櫓門、本瓦葺                               | 248.10   | 本丸地区 (西出丸)<br>(203.84㎡)     |
| 南大手櫓門     | 平成 14 年<br>(2002) | 木造櫓門、本瓦葺                               | 330.18   | 本丸地区 (西出丸)<br>(303.11㎡)     |
| 戌亥櫓       | 平成 15 年<br>(2003) | 木造二重三階櫓、本瓦葺                            | 192.21   | 本丸地区 (西出丸)<br>(112.76㎡)     |
| 未申櫓       | 平成 15 年<br>(2003) | 木造二重三階櫓、本瓦葺                            | 186.80   | 本丸地区 (西出丸)<br>(120.41㎡)     |
| 元太鼓櫓      | 平成 15 年<br>(2003) | 木造一重櫓、本瓦葺                              | 58.90    | 本丸地区 (西出丸)<br>(65.46㎡)      |
| 西出丸塀      | 平成 15 年<br>(2003) | 木造土塀、本瓦葺                               | 157.34m  | 本丸地区 (西出丸)                  |
| 奉行丸塀      | 平成 15 年<br>(2003) | 木造土塀、本瓦葺                               | 228.00m  | 本丸地区 (西出丸)                  |
| 飯田丸五階櫓    | 平成 17 年<br>(2005) | 木造三重五階櫓、本瓦葺                            | 503.05   | 本丸地区<br>(364.00㎡)           |
| 本丸御殿大広間ほか | 平成 19 年<br>(2007) | 木造一重櫓、一部三階、本瓦葺                         | 2,951.11 | 本丸地区<br>(2,161.21㎡)         |
| 馬具櫓及び続櫓   | 平成 26 年<br>(2014) | 木造一重櫓、本瓦葺、<br>木造土塀 122.2m、本瓦葺          | 140.79   | 本丸地区<br>(140.792㎡)          |

## 《現代に建築された建造物》

| 名 称   | 建築年代              | 構 造 形 式            | 規模 (㎡)   | 備考 (建築面積)            |
|-------|-------------------|--------------------|----------|----------------------|
| 古京町別館 | 昭和 27 年<br>(1952) | 木造二階、一部三階、塔屋一階、棧瓦葺 | 2,410.46 | 三の丸地区<br>(1,116.69㎡) |

※古京町別館は平成 28 年（2016）熊本地震により被災し、平成 29 年（2017）3 月に解体。

## 2 建造物の修理履歴の概要

### (1) 重要文化財建造物の修理履歴の概要

熊本城の重要文化財建造物は、記録にある限り、昭和初期・昭和30年代・昭和60年前後と、約30年周期で保存修理等を実施している。なお、昭和30年代までの保存修理は国の文化財保護委員会の直轄事業として実施されており、熊本市が修理事業に着手したのは、管理団体に指定された昭和37年（1962）以降からである。

昭和52～59年（1977～1984）までに各櫓・塀の保存修理、昭和60年代には宇土櫓の半解体修理を実施した。平成3年（1991）の台風19号は、宇土櫓をはじめ各櫓にも漆喰壁や屋根に被害をもたらし、特に長塀の半倒壊は甚大であったが、文化庁の災害復旧事業により保存修理を実施した。また、平成8～10年（1996～1998）に放水銃等の防災設備の設置が全棟完了している。

その後は台風等による災害復旧工事が中心となっている。

### (2) 復元建造物等の修理履歴の概要

昭和35～41年（1960～1966）にかけて外観復元（SRC造・CB造）した大小天守・平御櫓・馬具櫓は、平成3年（1991）の台風19号や同11年（1999）の台風18号により屋根や外壁に被害を受け改修している。また、馬具櫓は、経年・蟻害等による損傷や瓦の落下等の危険性が顕著となったことから、平成20年度（2008）に解体し、平成22年度（2010）から発掘調査・石垣解体修理を経て、櫓及び続塀の復元整備が平成26年（2014）に完了している。

昭和56年（1981）に復元した西大手門は2度の台風（平成3、11年）により櫓部分が倒壊し、平成15年度（2003）に再復元を実施している。

## 3 建造物の保存管理

### (1) 重要文化財建造物の保存管理

明治10年（1877）の西南戦争直前の火災等を免れた宇土櫓等13の建造物は、幕末に大規模な改修が行われたものの、創建時の姿を継承していると思われる。

以上のことから、重要文化財指定を受けている建造物は、適切な維持管理に努め、現存遺構を厳正に保存する。また、日常的な保守点検を充実させ、維持管理及び修理にあたっては伝統工法により実施する。

### (2) 復元建造物等の保存管理

熊本城復元整備計画（平成9年度策定）により復元整備を実施した建造物は西出丸一帯・飯田丸一帯・本丸御殿一帯の櫓門・平櫓・三階櫓・五階櫓及び本丸御殿大広間棟等である。

これらの歴史的建造物の復元に際しては、発掘調査・歴史史料等の調査研究の成果により史実に基づいた復元整備を実施している。

以上のことから、歴史的景観を形成する建造物として保存管理を行う。また、日常的な保守

点検を充実させ、維持管理及び修理にあたっては伝統工法により実施する。

### (3) 重要文化財建造物及び復元建造物等の耐震化

平成7年(1995)1月に発生した阪神淡路大震災を契機に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が同年12月に施行された。加えて、平成28年(2016)熊本地震を踏まえ、城内に存する建物全てを耐震診断の対象とし、特に不特定多数が見学する以下の建造物については、耐震化を実施する。

- ・宇土櫓
- ・建物下を通過する不開門
- ・本丸御殿大広間棟等の復元建造物
- ・大小天守等

なお、耐震診断等にあたっては、以下の指針を基準として実施する。

- ・「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」
- ・「重要文化財(建造物)耐震診断指針」
- ・「重要文化財(建造物)耐震診断基準」(文化庁文化財保護部)

## 第6節 緑の保存管理

### 1 基本方針

特別史跡範囲を含めた旧城域の大部分は都市公園区域に含まれており、「熊本城公園」として開設され、多くの市民に憩いの場として親しまれている。

また、本市は昭和47年（1972）に「森の都宣言」を決議し、熊本城をそのシンボルとして都市の緑の保全に努めることを方針としている。

旧城域内には往時からの地下遺構・建造物・石垣等が良好な状態で現存している。樹木についても、幕末以前から存在するイチヨウやクスノキをはじめ多種多様の樹木が存在し、重要な構成要素となっているとともに、森の都のシンボルともなっている。一方で、樹木の成長によって、遺構や史跡の保全、安全性の確保、さらには景観・眺望の確保が困難となる恐れがあることも事実である。

史跡や歴史的建造物等と緑の適切な調和を図るため、緑の保存管理の基本方針を以下のとおり定める。

- ①貴重な文化財を後世に引き継ぐことを第一とし、景観や適正な緑の確保にも努め、史跡と緑の調和を図る。
- ②日常的な点検を充実させ、遺構の保護、安全の確保、眺望の確保に配慮した樹木の適切な管理を行う。
- ③熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献史料の調査・研究を行い、管理に活かす。

## 2 緑の保存管理の考え方

特別史跡内に存在する樹木を分類し、所有者や管理者が行うべき適切な保存管理の考え方を以下のとおり定める。

| 現状   | 植栽<br>幕末以前から存在すると<br>思われる樹木  | 公園整備等により植樹され<br>た樹木  | 近代以降に自生し成長した<br>樹木 |
|--|--|--|--------------------|
| 健全に生育し遺構・眺望の保全や見学者の安全に影響を与えていない樹木            | 適正な管理を行い、生育環境の保全に努める。  | 成長等により樹木が過密状態となっているものは、樹種による植付け間隔を検討し、剪定・移植・伐採により過密化を解消する。 |                    |
| 防災・安全上の危険樹木                                  | 来園者への安全確保のため、枯損木・枯れ枝等について倒木や落枝の危険性などがある場合、必要に応じて専門家による診断・剪定等の適切な処置を行う。 |  |                    |
| 石垣・建造物等に影響を及ぼしている樹木                          | 影響が最小限になるような対策を講じ、できる限りの共存を図る。<br>専門家による評価・検討の上、剪定・移植・伐採等の適切な処置を行う。    | 専門家による診断・検討の上、剪定・移植・伐採等を実施する。                              |                    |
| 眺望を阻害する樹木                                    | 「視点場」(※)を設定し、必要に応じて剪定を実施する。  | 「視点場」(※)を設定し、必要に応じて剪定・移植・伐採等を実施する。                         |                    |
| 枯れ・腐朽菌・白蟻により外観の異常が確認できる樹木                    | 樹勢回復等の適切な措置を行う。回復が不可能と思われるものについては、専門家による診断・検討の上、処置方法を決定する。             |  |                    |
| 踏圧や栄養不足等により樹勢が衰弱している樹木                       |  |  |                    |
| 外来種<br>(国内導入から長い歳月を経て日本の風土や史跡の景観に馴染んでいる種を除く) | —  | 旺盛な繁殖力等により史跡や在来種に影響を及ぼす恐れがある種について伐採等を検討する(監物台樹木園を除く)。      |                    |

上の表は特別史跡内における考え方であるが、次項で視点場を設定するように、熊本城の景観は特別史跡外の景観の変化にも影響を受けるものである。このため、旧城域全域においても所有者や管理者に対し、適切な緑の保存管理に努め、熊本城と緑の調和が図れるよう促していく。

※ 視点場の設定（「図 38 視点場設定位置図」参照）

熊本城跡の景観は、石垣や重要文化財等の建造物及び樹木によって形成されている。樹木の成長により景観の変化や眺望の阻害が著しいことから、重要文化財や大小天守を中心に眺望を確保するための視点場を設定する。

代表的な視点場としては以下のとおりとするが、そのほかの場所からであっても眺望に配慮し、対応を検討していくこととする。

(1) 本丸地区を外郭から望む視点場と現状

| 視点場       | 概要  |
|-----------|---|
| ① 通町電停付近  | 大天守、本丸御殿大台所、源之進櫓等が望める。<br>→東竹の丸の樹木繁茂が顕著。  |
| ② 桜町交差点付近 | 大天守、飯田丸五階櫓、馬具櫓等が望める。<br>→樹木の繁茂が顕著で道路照明灯が視覚に入る。                                    |
| ③ 加藤神社鳥居横 | 宇土櫓、大小天守、熊本城最高の高石垣が望める人気の撮影ポイント。<br>→加藤神社側法面の樹木により視界を阻害。                          |
| ④ 備前堀縁    | 飯田丸五階櫓と竹之丸の塀、後方に大天守が望める。備前堀が水鏡となり復元した櫓、塀が映る。                                      |
| ⑤ 二の丸広場   | 空堀越しに復元した西出丸塀を前面に宇土櫓、大小天守が望める撮影ポイント。  |
| ⑥ 竹の丸     | 難攻不落を象徴する石垣の重なりがよく解り、大天守や本丸御殿の屋根が確認できる絶好の撮影ポイント<br>→桜の季節には彩を添える。落葉樹の大木があり、若干視線を阻害 |
| ⑦ 棒庵坂下    | 櫓方三階櫓台石垣の直線と大小天守北面が望める。<br>→樹木が繁茂し視界を遮る。  |
| ⑧ 千葉城橋際   | 大天守、復元した長局櫓、重要文化財の源之進櫓の屋根が望める。<br>→樹木が繁茂し視界を遮る。                                   |

(2) 本丸地区内の建造物から望む視点場と現状

| 視点場         | 概要  |
|-------------|---|
| ABCD 大天守最上階 | 城域内や城下の様子が望める。明治初期の古写真との対比により時代の変遷が判る。                                      |
| EFGH 宇土櫓最上階 | 明治初期に撮影された大小天守と同じアングルで撮影できる。空堀や塀により西出丸、二の丸、西方の山々が望める。空堀や塀などにより当時の防衛線が確認できる。 |



### 3 管理の手法等

#### (1) 管理の手法

- ①伐採は、地下遺構に影響を及ぼす恐れがあるため、原則、地盤面より上で実施する。
- ②移植は、遺構確認調査を実施し、将来においても遺構への影響がないと認められた場所でのみ実施を検討する。
- ③新たに植栽する樹木は、史跡の保護や景観の維持に影響を及ぼさないことを前提として、城郭として相応しいか、熊本の環境に適した樹木であるかなどの検討を絵図・文献史料を参考にしながら選定する。
- ④剪定等は、樹木種別による樹形や周辺の景観に配慮して行う。

#### (2) その他

- ①石垣等で発生している幼木は、早い時期に抜き取る。また、北面や樹陰となっている箇所のコケ等は必要に応じて除去する。
- ②イヌノフグリ・ヒメウラジロ・ツクシスミレ等の稀少植物も自生していることから、遺構に影響のない範囲でその保全に努める。
- ③桜については、桜の名所としても定着していることから、補植などによる世代交代を行い景観の継続保持に努める。また、補植については可能な限り山桜系を採用する。
- ④詳細な管理基準については、管理方針に沿った計画を別途策定するものとする。

## 第7節 調査研究と担い手育成

### 1 調査研究

熊本城の修復や復元整備等はこれまでの調査研究の成果に基づいて実施しており、今後も熊本城調査研究センターを中心に、国や県とも協力しながら、計画的・継続的な調査研究を進め、より適切な保存を図る。あわせて、まちづくりや地域の活性化に活かすという視点を踏まえ、熊本城に関連する歴史遺産等についての調査研究を進めることで、周辺的环境まで含めた総合的な保存・活用に取り組む。

### 2 担い手育成

文化財の保存のためには、それに携わる担い手の育成が必要である。熊本城の修復や復元整備等においては、文化財建造物や石垣の修復技術の修得により、技術者の育成を図る。

また、文化財保護の意識を持つ市民の育成も重要である。関連する施設とも連携しながら、学校教育や社会教育、観光等多方面から熊本城の価値・魅力を活かした活用を行うことで熊本城に対する市民の理解と愛着を深め、積極的に熊本城の保護に関わる人材の育成を図る。

## 第 8 節 現状変更等の取扱い

### 1 法令等による規定

「現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）」を行う場合、文化財保護法（以下「法」という）による許可申請が必要となる。

#### (1) 適用の範囲

現状変更等の取扱いについては、特別史跡指定地において適用する。

#### (2) 許可を要する行為（法第 125 条・184 条、法施行令第 5 条第 4 項）

##### ①文化庁による許可が必要な行為

「② 市教育委員会による許可」及び「(3) 許可を要しない行為」を除く現状変更等

##### ②市教育委員会による許可が必要な行為

- ア 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120㎡以下のものをいう。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- イ 工作物（建築物を除く。以下この②において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削・盛土・切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ウ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- エ 電柱・電線・ガス管・水管・下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- オ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- カ 木竹の伐採

なお、特に重要な案件については、原則として、熊本市文化財保護委員会に諮問し、答申を受けることとする。

#### (3) 許可を要しない行為（法第 125 条）

##### ①維持の措置を執る場合

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）」第 4 条に規定される「維持の措置」の範囲は、次のとおりである。

- ア 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- イ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ウ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## ②非常災害のために必要な応急措置を執る場合

非常災害（大雨・台風・地震等）時、石垣の崩落や土砂の流出、倒木等が発生した場合もしくはその可能性がある場合において、被害の拡大を防ぐために実施する土嚢の設置や立入規制のための仮設工作物の設置等

## ③保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状を変更する行為ではないものの、地下遺構のある土地等において、重量物の積載や地下遺構に振動を与える行為、地下遺構を露出させる等保存環境に変化を与える行為等があたる。この影響が軽微であるかどうかについては、熊本市教育委員会との事前の協議を要するものとする。

## 2 現状変更等の取扱基準

現状変更等についての取扱基準を定め、熊本市ホームページへの掲載等を通して、十分に周知するとともに、適切な運用を図っていく。

### (1) 現状変更等の取扱いの原則

現状変更等は、必要最小限に留め、景観に配慮することを前提とし、原則として、発掘調査等の学術調査、特別史跡の保存・管理及び整備・活用に関わる行為以外は認めない。

ただし、以下については特別史跡の価値を損なわない範囲で認めるものとする。

- ①公園等公共施設・公益的施設の維持管理上必要な行為
- ②私有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為

なお、土地の掘削を伴う現状変更等は、事前の発掘調査の実施または熊本市埋蔵文化財担当部門の立会いを要し、史跡の保護のために計画変更を要する場合がある。

### (2) 許容される現状変更等の要件

現状変更等は、次に掲げる要件全てに適合するものでなければならない。

- ①特別史跡としての価値の保存を確実にし、適切な活用を促すものであること。

- ②特別史跡としての価値の滅失・き損・亡失・盗難を招く恐れがないことが確認できるもの。
- ③特別史跡の景観に及ぼす直接若しくは間接の影響がないもの、又は景観上の影響を軽微に留めることができるもの。

### (3) 地区ごとの現状変更等の取扱基準

全地区に共通する事項として、発掘調査等学術調査のために必要な行為及び特別史跡の保存・管理及び整備・活用上必要な行為については認めるものとする。ただし、特別史跡指定地内でなされる必然性があり、かつ特別史跡を構成する本質的価値の保存を前提として、必要最小限度の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮するものとする。

【地区毎の現状変更等の取扱基準一覧表】

|             |  |
|-------------|--|
| 現状変更等の取扱の原則 | <p>■原則として、発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関する行為以外は認めない。</p> <p>■但し、特別史跡熊本城跡は「熊本城公園」として一般に開放されているとともに、宗教施設等民有地を含んだ史跡である。このため、公園等公共施設・公益施設の維持管理上必要な行為、民有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為については、史跡の本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものについて認めるものとする。</p> <p>※なお、土地の掘削等を伴う現状変更等については、事前の発掘調査等遺構確認調査または熊本市埋蔵文化財担当部門の立会を要する場合があります、史跡の保護のために計画変更を要する場合や現状変更等を認めない場合がある。</p> |
|-------------|--|

| 地区          | 本丸地区                            | 二の丸地区                      | 三の丸地区                                | 古城地区（注1）                        | 千葉城地区                           |
|-------------|---------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 史跡内の施設等     | 公共施設等、宗教施設、商業施設、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、商業施設、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、道路等、水道等の埋設物、電柱等                | 公共施設等、個人住宅、道路等、水道等の埋設物、電柱等      | 道路等、水道等の埋設物、電柱等                 |
| （参考）史跡外の施設等 | -                               | -                          | 公共施設等、宗教施設、商業施設、個人住宅、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、商業施設、個人住宅、道路等、水道等の埋設物、電柱等 | 公共施設等、商業施設、個人住宅、道路等、水道等の埋設物、電柱等 |

|                |                                   |                                  |   |  |                               |   |
|----------------|-----------------------------------|----------------------------------|---|--|-------------------------------|---|
| 現状変更等の許可申請対象行為 | ①発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関する行為 |                                  | <p>以下の行為については、史跡指定地内でなされる必然性がある行為であり、かつ史跡を構成する諸要素の本質的価値の保存を前提として、必要最小限度の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものである場合に認める。</p> <p>■学術調査として必要な行為<br/>                 ■文化財の保存施設（標識・説明板等）や防災施設の設置<br/>                 ■史跡の本質的価値を構成する諸要素等の復旧<br/>                 ■その他<br/>                 史跡の保存・管理及び整備・活用上必要な建築物の新築・増築・改築・除去・色彩の変更、工作物の設置・改修・除去・色彩の変更、木竹の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更（盛土等）</p> |  |                               |   |
|                | ②民有地における宗教・公益施設・公共施設・公園等          | 建築物                              | 新築・増築   | 現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。  |                               |   |
|                |                                   | 建築物                              | 改築・除去及び色彩の変更  | <p>有料区域（※1）では公益上必要なもの以外は認めない。<br/>                 無料区域（※2）では、公益上、宗教活動上、商業行為上必要なもの以外は認めない。</p> <p>認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。</p>   | <p>公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。</p> | <p>公益上、宗教活動上、商業行為上及び生活行為上必要なもの以外は認めない。</p> <p>認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を大きく超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。</p>               |
|                | ②民有地における宗教・公益施設・公共施設・公園等          | 工作物                              | 新設  | <p>現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。<br/>                 イベント開催に伴うテント等や、工事等に伴う足場等の一時的な工作物（仮設物）の設置については、遺構の保存と歴史的景観に配慮したものは認める。<br/>                 ※土地の形状の変更を伴わない、一時的な仮設の看板や展示物等の設置など、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なものは、許可は不要。</p> |                               |   |
|                |                                   |                                  | 改修・除去及び色彩の変更  | <p>有料区域（※1）では公益上必要なもの以外は認めない。<br/>                 無料区域（※2）では公益上、宗教活動上、商業行為上必要なもの以外は認めない。</p> <p>認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。</p>  | <p>公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。</p> | <p>公益上、宗教活動上、商業行為上及び生活行為上必要なもの以外は認めない。<br/>                 認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を大きく超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。</p> |
|                | ②民有地における宗教・公益施設・公共施設・公園等          | 土地の掘削・盛土・切土                      |   | 公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。   |                               |   |
|                |                                   | 道路、園路の新設・改修・除去                   |   | <p>公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。</p>  | <p>公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。</p> | <p>公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。</p>   |
|                |                                   | 樹木の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更（盛土等） |   | <p>公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。</p>  | <p>公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。</p> | <p>公益上、宗教活動上、商業行為上及び生活行為上必要なもの以外は認めない。</p>  |
|                |                                   | その他                              |   | 個別に熊本市教育委員会と事前の協議による   |                               |   |

新築…更地に建築物を建てること又は既存建築物を除去した直後に、従来の建物と用途・規模が異なる建築物を建てること。  
 増築…既存建築物に接続又は除却部分を超えて建築物を建てること。  
 改築…建築物の全部又は一部について、その除却する用途が異ならず、かつ規模が除却建築物以下の建築物を建てること。

◆「高麗門跡・参道跡（御成道跡）等」（新町地区）については、現在、特に重要な地下遺構が確認できた区域（現況施設等は、JR新幹線高架下と自転車歩行者道等）のみを追加指定の検討対象としている。取扱基準は千葉城地区と同様とする。

◆樹木の伐採については、幕末以前から存在すると思われる樹木は、その必要性等に応じて判断するものとする。

（注1）「古城地区」内の公有化を進めている地区（古城堀端公園）については、建築物の新築・増築、改築及び工作物の新設、改修は認めない。

※1 本丸地区有料区域：本丸（天守閣前）、数奇屋丸、平左衛門丸、飯田丸（西竹の丸）、東竹の丸、大広間南側路地（中庭）、竹の丸

※2 本丸地区無料区域：奉行丸（西出丸）、西出丸（笹園）、長堀前（坪井川、左岸を含む）、私有（寺社）区域、空堀内、不開門前その他の区域

### 3 その他（現状変更等を伴う諸行事の取扱基準）

#### 1 原則及び遵守事項

- (1) 樹木・石垣・建造物・地下遺構等の毀損防止のため、仮設物は全て据え置き式とし、設営にあたっては、原則として、杭打ち・掘削等地下に影響を与える行為は行わないこと。また、芝生の養生について配慮し、電源車を使用する場合は、芝生以外の場所に配置すること。
- (2) 火気の使用については、「3 火気の使用」に基づき、禁止又は制約とし、使用にあたっては十分に配慮すること。
- (3) 監視員の配置と安全対策を行うこと。
- (4) 後始末を徹底すること。
- (5) 交通渋滞防止のための十分な対策を行うこと。

#### 2 地区ごとの制限

現状変更等において諸行事開催に係るものについては、下記の表に定める基準（地区、許可できる行事）に適合するものに限り許可するものとする。

ただし、熊本市教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

#### 3 火気の使用

火気の使用については以下のとおりとする。

##### (1) 区域による制限

- ①有料区域及び現状変更等において行事の開催を認めない区域

原則禁止

- ② ①以外の区域

- ア 必要最小限とすること。
- イ 重要文化財建造物、外観復元建造物、復元建造物及び工作物、移築された建造物から6メートル以内は完全禁止。
- ウ 石垣及び幕末以前から存在すると思われる樹木（葉張りの先端）から3メートル以内は完全禁止。

##### (2) 火気使用の制約

熊本市が主催又は共催する事業で、その事業を実施する期間に限り、「(1) 区域による制限」の禁止区域を除き、次に掲げるものについて、火気の使用を認めることとする。

- ア 入園者への飲食提供に関するもの。
- イ 事業を行う際に、演出上欠くことができないもの。

ただし、熊本市教育委員会が火気使用を特に必要と認める場合には、この限りではない。

### 3 その他（現状変更等を伴う諸行事の取扱基準）

#### 1 原則及び遵守事項

- (1) 樹木・石垣・建造物・地下遺構等の毀損防止のため、仮設物は全て据え置き式とし、設営にあたっては、原則として、杭打ち・掘削等地下に影響を与える行為は行わないこと。また、芝生の養生について配慮し、電源車を使用する場合は、芝生以外の場所に配置すること。
- (2) 火気の使用については、「3 火気の使用」に基づき、禁止又は制約とし、使用にあたっては十分に配慮すること。
- (3) 監視員の配置と安全対策を行うこと。
- (4) 後始末を徹底すること。
- (5) 交通渋滞防止のための十分な対策を行うこと。

#### 2 地区ごとの制限

現状変更等において諸行事開催に係るものについては、下記の表に定める基準（地区、許可できる行事）に適合するものに限り許可するものとする。

ただし、熊本市教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

#### 3 火気の使用

火気の使用については以下のとおりとする。

##### (1) 区域による制限

- ①有料区域及び現状変更等において行事の開催を認めない区域

原則禁止

- ②①以外の区域

- ア 必要最小限とすること。
- イ 重要文化財建造物、外観復元建造物、復元建造物及び工作物、移築された建造物から6メートル以内は完全禁止。
- ウ 石垣及び幕末以前から存在すると思われる樹木（葉張りの先端）から3メートル以内は完全禁止。

##### (2) 火気使用の制約

熊本市が主催又は共催する事業で、その事業を実施する期間に限り、「(1) 区域による制限」の禁止区域を除き、次に掲げるものについて、火気の使用を認めることとする。

- ア 入園者への飲食提供に関するもの。
- イ 事業を行う際に、演出上欠くことができないもの。

ただし、熊本市教育委員会が火気使用を特に必要と認める場合には、この限りではない。

### (3) 安全管理の徹底

火気の使用にあたっては、熊本市火災予防条例を遵守し、所管消防署の承認を受けるとともに、適切な防火体制を整え、常時職員等が安全管理にあたること。

## 4 現状変更等を伴う諸行事開催における地区毎の制限一覧

下の一覧表は、熊本地震前までに従前の取扱等を基に作成したものである。現状はほぼ全域にわたり諸行事の開催が困難であるものの、震災前の考え方を示すために掲載するもの。なお、諸行事の開催を含めた、熊本地震からの復旧過程における活用の方法等については平成29年度策定予定の「熊本城復旧基本計画」において示すものであるが、その際においても本節「現状変更等の取扱い」に定める内容及び「地区毎の現状変更等の取扱基準」に適合する必要がある。  
※現行の取扱いについては巻末資料「熊本城の管理に関する取扱要領」によるもの。

「第8節 現状変更等の取扱い」の要件に適合する行事の目的に、熊本城跡の歴史・魅力等を広く伝えることが含まれ、文化財に対する十分な配慮のもとに行われる景観・品格を損なわない行事であることを条件とし、許可できる行事を以下のとおりとする。

【参考】 現状変更等を伴う諸行事開催における地区毎の制限一覧表（未確定）

| 地区区分 |      | 許可できる行事                             |
|------|------|-------------------------------------|
| 本丸   | 有料区域 | 本丸（大小天守前）・数寄屋丸・平左衛門丸・飯田丸（西竹の丸）・東竹の丸 |
|      |      | 大広間南側露地（中庭）                         |
|      |      | 竹の丸                                 |
|      | 無料区域 | 西出丸（奉行丸）                            |
|      |      | 西出丸（笹園）                             |
|      |      | 長堀前（坪井川、左岸を含む）                      |
|      |      | 宗教施設                                |
|      |      | 備前堀・空堀内・不開門前                        |
|      |      |                                     |
|      |      |                                     |

|      |                                  |                     |
|------|----------------------------------|---------------------|
| 二の丸  | 芝生広場・二の丸駐車場                      | 熊本市が主催又は共催する行事      |
|      | 催し広場                             | 一般行事                |
|      | 監物台樹木園・熊本県立美術館本館                 | 管理者である国(県)が認める一般行事  |
|      | 清爽園・野鳥園                          | 原則として行事の開催を認めない。(※) |
| 三の丸  | 憩いの広場・旧細川刑部邸・熊本博物館・古京町別館裏・三の丸駐車場 | 原則として行事の開催を認めない。(※) |
| 古城地区 | 古城堀端公園                           | 一般行事                |
|      | 坪井川河川区域                          | 熊本市が主催又は共催する行事      |
|      | 公有化促進事業取得区域                      | 原則として行事の開催を認めない。(※) |

- ※ 本丸地区の備前堀と空堀内及び不開門前・二の丸地区の清爽園及び野鳥園・三の丸地区・古城地区の公有化促進事業取得区域については、スペースが狭いまたは危険性の高い場所等であるため、原則として行事の開催を認めない。
- ※ ここでいう諸行事とは、観覧者や参加者等を集めて実施する催し物であり、本市や熊本城のPRのために行う撮影等は含まないもの。
- ※ 諸行事開催に付随する園路の使用については、搬出・搬入路としての使用のほか、必要に応じて、安全性を確保した上でのイベントでの使用も認めるもの。

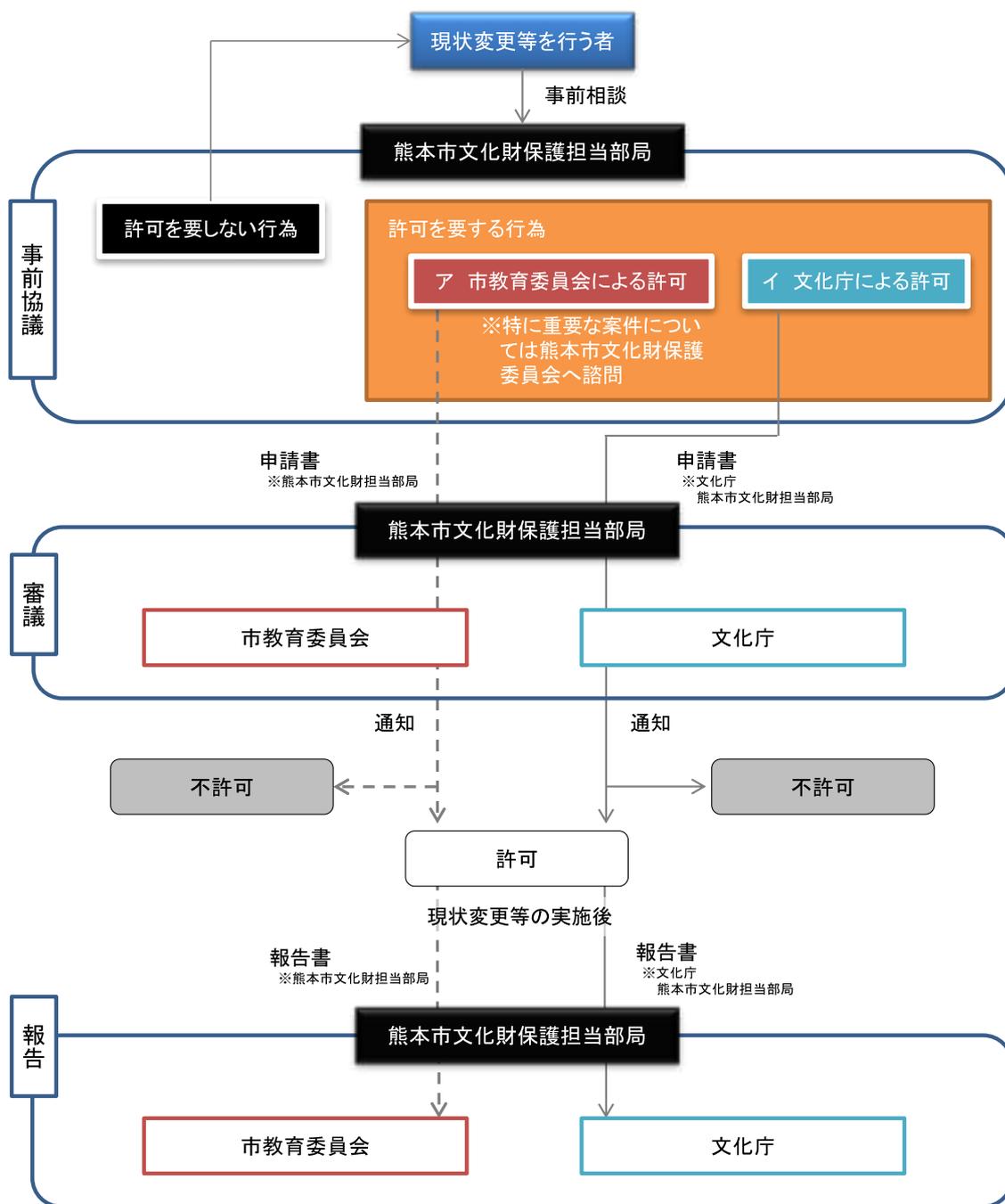


図 39 現状変更等手続きフロー図